

平成29年2月教育委員会定例会議事日程

新潟市教育委員会

日 時	平成29年2月7日（火） 午後3時30分 開会
場 所	新潟市役所白山浦庁舎6号棟2階 教育会議室1
日 程	<p>第1 会議録署名委員の指名</p> <p>第2 付議事件</p> <p>議案第25号 平成29年2月議会定例会の議案について…………… 1</p> <p>（1）平成28年度新潟市一般会計補正予算について…………… 1</p> <p>（2）教育に関する事務の受託の廃止について…………… 4</p> <p>（3）平成29年度新潟市一般会計予算について…………… 6</p> <p>（4）県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う 関係条例の整備等に関する条例の制定について…………… 25</p> <p>議案第26号 市立学校園の校園長の人事について…………… 85</p> <p>第3 報告</p> <p>・新潟市公民館シンボルマーク決定について…………… 1</p> <p>・旧齋藤氏別邸庭園，古津八幡山遺跡，旧笹川家住宅 保存活用計画策定について…………… 2</p> <p>第4 次回日程</p> <p>2月臨時会 平成29年 2月15日（水）午前11時30分</p> <p>3月定例会 平成29年 3月15日（水）午後 3時30分</p> <p>4月定例会 平成29年 4月21日（金）午後 3時30分</p> <p>第5 協議会</p> <p>・市立幼稚園の今後の方向性について…………… 1</p> <p>第6 閉会</p>

平成29年2月

教育委員会定例会議案等

新潟市教育委員会

付議事件

議案第 25 号

平成 29 年 2 月議会定例会の議案について

平成 29 年 2 月議会定例会の議案について市長より意見を求められたため、その意見について議決を求める。

平成 29 年 2 月 7 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

(1) 平成 28 年度新潟市一般会計補正予算について

教育委員会 補正一覧

(単位：千円)

No.	課名	事業名	補正額	特定財源	一般財源	補正理由
1	学務課	就学援助事業	△35,000		△35,000	申請者の減による 執行残を減額
2	施設課	小学校グラウンド 改修	60,000	国 20,200 他 28,400	11,400	国補助の追加交付 (付議 2 ページ)
3		学校施設エコスク ール化推進事業	50,308	国 34,708 債 15,600		〃
4		中学校グラウンド 改修	119,648	国 40,280 他 56,700	22,668	〃
5	保健給食課	学校給食センター 緊急修繕事業	9,800		9,800	緊急修繕のため (付議 3 ページ)
6		学校給食運営事業	△11,500		△11,500	請差による 執行残を減額
7		学校給食センター 調理配送委託費	△23,000		△23,000	〃
8	地域教育 推進課	ふれあいスクール 事業	5,288	国 5,288		国補助要綱改正 (付議 3 ページ)
9	学校支援課	通学バス運行費	△12,000		△12,000	請差による 執行残を減額
10	生涯学習 センター	駐車場管理機器更 新事業	15,000		15,000	緊急修繕のため (付議 3 ページ)
11	中央公民館	坂井輪・非常用自家 発電装置整備事業	3,000		3,000	〃
12		北・屋上防水改修 工事	△7,000		△7,000	請差による 執行残を減額
合 計			174,544	201,176	△26,632	

【施設課】 (No.2～4)

○国の補正予算編成に伴うもの

事業概要

国の補助金の追加交付を受け、学校施設の整備・改修を行うため増額補正を行うが、年度内完了が困難なため、あわせて全額繰越明許費の設定を行うもの。

○学校施設の整備

①小学校老朽校舎の整備

歳出の部

グラウンド整備事業費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60,000千円
 ※東中野山小 (同額繰越明許費設定)

歳入の部

学校施設環境改善交付金（国庫補助金）・・・・・・・・ 20,200千円
（都市整備基金繰入金充当・・・・・・・・・・・・・・ 28,400千円）

②安全で快適な学校環境の整備

歳出の部

学校施設エコスクール化推進事業費・・・・・・・・・・・・ 50,308千円
 ※藤見中，光晴中 太陽光発電設備整備 (同額繰越明許費設定)

歳入の部

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（国庫補助金）・・ 34,708千円
大規模改造事業債（市債）・・・・・・・・・・・・・・・・ 15,600千円

③中学校老朽校舎の整備

歳出の部

グラウンド整備事業費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 119,648千円
 ※鳥屋野中，上山中 (同額繰越明許費設定)

歳入の部

学校施設環境改善交付金（国庫補助金）・・・・・・・・ 40,280千円
（都市整備基金繰入金充当・・・・・・・・・・・・・・ 56,700千円）

○歳出予算の増を伴わない繰越明許費の設定

事業概要

新通小学校分離新設校建設事業において、土地の引き渡しの年度内完了が困難なこと等により、繰越明許費の設定を行う。

○計画的な建替え（改築）

新通小学校分離新設校建設事業費・・・・繰越明許費設定 191,210千円

【保健給食課】 (No.5)

事業概要

白根学校給食センター汚泥脱水機の緊急修繕のため増額補正を行うが、工事工程の関係により年度内完了が困難なため、あわせて全額繰越明許費の設定を行う。

歳出の部

学校給食センター緊急修繕事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9, 800千円
(同額繰越明許費設定)

【地域教育推進課】 (No.8)

事業概要

国の学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱の改正により、新規事業が創設されたことを受け、放課後子供教室及び放課後児童クラブの共通プログラムの充実を図るため備品を購入する。

歳出の部

ふれあいスクール事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5, 288千円

歳入の部

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金（国庫補助金）・・ 5, 288千円

【生涯学習センター】 (No.10)

事業概要

駐車場管理機器の更新のため増額補正を行うが、工事工程の関係により年度内完了が困難なため、あわせて全額繰越明許費の設定を行う。

歳出の部

生涯学習施設の管理運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15, 000千円
(同額繰越明許費設定)

【中央公民館】 (No.11)

事業概要

坂井輪地区公民館非常用自家発電装置の緊急修繕のため増額補正を行うが、工事工程の関係により年度内完了が困難なため、あわせて全額繰越明許費の設定を行う。

歳出の部

生涯学習施設の管理運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3, 000千円
(同額繰越明許費設定)

(2) 教育に関する事務の受託の廃止について

1 概要・廃止理由

昭和30年代の昭和の市町村合併により、中蒲原郡新関村は旧新津市と五泉市に分村合併し、新関村の羽下地区は五泉市に編入された。

新関村の新関小学校は、旧新津市に移管されたことから、五泉市に編入された羽下地区については、引き続き、新関小学校に就学することで、旧新津市は五泉市から教育に関する事務を委託されていた。

平成17年の市町村合併では、「新潟市と五泉市との教育に関する事務の委託に関する規約」を改めて締結し、現在に至る。

平成23年度以降の新入学児童は、五泉市立五泉小学校に就学しており、平成28年度には受け入れている児童はいない状況である。

平成28年5月に五泉市羽下地区の関係自治会から、新潟市立新関小学校から五泉市立五泉小学校への通学区域の変更の要望書が五泉市教育委員会に提出され、要望を受けた五泉市教育委員会から、通学区域の変更を実施するにあたり、教育事務委託の廃止について申し出があったことから、教育に関する事務の委託を廃止する。

2 施行期日

平成29年3月31日

【参考】

○五泉市羽下地区から新関小学校に就学している児童数の推移 (人)

年度	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
H23	0	2	1	1	0	0	4
H24	0	0	2	1	1	0	4
H25	0	0	0	2	1	1	4
H26	0	0	0	0	2	1	3
H27	0	0	0	0	0	2	2
H28	0	0	0	0	0	0	0

議案第 〇〇号

教育に関する事務の受託の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、五泉市から受託した新潟市と五泉市との教育に関する事務の委託を廃止するものとする。

廃止の時期 平成29年3月31日

平成29年2月17日提出

新潟市長 篠田 昭

(3) 平成29年度新潟市一般会計予算について

当初予算(案) 事業説明書

教育委員会

平成29年度当初予算(案) 総括表

教育委員会

1 歳 入

(単位 千円)

課 名	平成29年度 当初予算額(A)	平成28年度 当初予算額(B)	前 年 度 比 (A)/(B)%
教育総務課			
学 務 課	317,912	321,798	98.8%
施 設 課	882,117	4,825,645	18.3%
保 健 給 食 課	28,069	33,925	82.7%
地域教育推進課	928,048	75,523	1228.8%
教 職 員 課	10,314,555	1,200	859546.3%
権限移譲分	10,313,595		
権限移譲以外分	960	1,200	80.0%
総合教育センター	1,600		
学 校 支 援 課	76,997	57,546	133.8%
生涯学習センター	27,623	27,130	101.8%
中 央 公 民 館	197,059	42,994	458.3%
中 央 図 書 館	18,664	18,620	100.2%
計	12,792,644	5,404,381	236.7%

2 歳 出

(単位 千円)

課 名	平成29年度 当初予算額(A)	平成28年度 当初予算額(B)	前 年 度 比 (A)/(B)%
教育総務課	5,138,815	5,241,624	98.0%
学 務 課	4,686,289	4,872,607	96.2%
施 設 課	2,030,428	7,241,974	28.0%
保 健 給 食 課	2,410,352	2,447,123	98.5%
地域教育推進課	1,153,612	279,903	412.1%
教 職 員 課	41,285,280	1,957,909	2108.6%
権限移譲分	39,496,180	174,219	22670.4%
権限移譲以外分	1,789,100	1,783,690	100.3%
総合教育センター	26,883	22,657	118.7%
学 校 支 援 課	1,004,106	970,317	103.5%
生涯学習センター	1,752,926	1,693,539	103.5%
中 央 公 民 館	525,157	422,965	124.2%
中 央 図 書 館	671,146	684,265	98.1%
計	60,684,994	25,834,883	234.9%

平成29年度当初予算事業説明書

No. 1

(一般会計)

(単位 千円)

課名 (29年度担当課)	事業名	事業費		事業の概要
		財源内訳		
教育総務課	教育ミーティングの開催 教育ビジョン 基本施策 9-(2)	2,112	(一般)	各区の自治協議会委員等と懇談・意見交換を行い、地域における教育の実情や各区の特性などを把握する。 ・区教育ミーティング 16回 ・中学校区教育ミーティング 28回 ※各回とも区担当委員2名が出席
	2,112			
	教育ビジョンの適正な推進 教育ビジョン 基本施策13-(5)	871	(一般)	教育ビジョン第3期実施計画に盛り込まれた施策の着実な実行を図るため、適切な施策評価を実施して、教育ビジョンの進行管理を行う。 ○新潟市教育ビジョン推進委員会 ・市民有識者等7人 ・年3回程度開催
	871			
学務課 保健給食課	就学援助事業 教育ビジョン 基本施策10-(4)	1,204,280	(特定)	経済的に就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費、給食費等小中学校での就学に必要な経費の一部を助成する。
		6,506	国	
		1,197,774	(一般)	
	避難者就学援助事業 教育ビジョン 基本施策10-(4)	18,789	(特定)	東日本大震災により本市に避難し小中学校に通う経済的に就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な経費の一部を助成する。 また、市立幼稚園に通う避難園児の保護者に対し、授業料の減免及び給食費の助成を行う。
		18,157	県	
		632	(一般)	

平成29年度当初予算事業説明書

No. 2

(一般会計)

(単位 千円)

課名 (29年度担当課)	事業名	事業費		事業の概要
		財源内訳		
学務課	特別支援教育就学奨励費 教育ビジョン 基本施策10-(4)	65,964		小中学校の特別支援学級及び特別支援学校に就学する児童生徒の保護者に対し、学用品費、給食費、通級費等就学に必要な経費の一部を助成する。
	(特定)			
	国 (一般)	16,277	49,687	
	奨学金貸付事業 教育ビジョン 基本施策10-(4)	142,989		○高等学校から大学院までを対象とした奨学金制度 ・無利子貸付 ・対象校種：高等学校等、専門学校、短期大学、大学、大学院（海外の大学、大学院含む） ・返還にあたって、返還特別免除制度あり（高等学校等除く） ○社会人を対象とした奨学金制度 ・無利子貸付 ・対象校種：専門学校、短期大学、大学、大学院 ・対象者：満23歳以上で満50歳までに修学期間が終了する者
	(特定)			
	他 (一般)	78,790	64,199	
	入学準備金貸付事業 教育ビジョン 基本施策10-(4)	7,594		経済的理由により高等学校等への入学時の費用の負担が困難な者を支援するため、必要な学資（入学準備金）を貸付ける。 ・無利子貸付 ・対象者：高等学校等、高等専門学校、専修学校高等課程に進学を希望する生徒の保護者で、新潟市に住所を有し、市が定める所得基準以下の者
	(特定)			
	他 (一般)	7,290	304	

平成29年度当初予算事業説明書

No. 3

(一般会計)

(単位 千円)

課名 (29年度担当課)	事業名	事業費		事業の概要
		財源内訳		
学務課 学校支援課	学校ICT環境整備 教育ビジョン 基本施策11-(1)	820,428		市立学校園における児童生徒及び教職員等へコンピュータを整備する。 ○教育用コンピュータ整備事業 583,941 ・コンピュータ教室用デスクトップ型パソコン, タブレット型コンピュータの整備 ・整備台数 8,355 台 (H29.3.31 現在) [内訳] パソコン 7,221 台 タブレット 1,134 台 ○校内LAN用コンピュータ整備事業 56,330 ・主に図書館システムで利用する特別教室用コンピュータ, 普通教室用タブレット型コンピュータの整備 ・整備台数 1,379 台 (H29.3.31 現在) [内訳] パソコン 563 台 タブレット 816 台 ○教職員用コンピュータ整備事業 180,157 ・教職員が校務で使用するコンピュータの整備 ・整備台数 4,413 台 (H29.3.31 現在)
		(一般)	820,428	
施設課	学校施設エコスクール化推進事業 教育ビジョン 基本施策 3-(4)	9,200	(特定) 起債 9,200	○トイレ改修実施設計 来年度工事予定のトイレについて実施設計を行う。 ・小学校 4校 ・中学校 1校

平成29年度当初予算事業説明書

No. 4

(一般会計)

(単位 千円)

課名 (29年度担当課)	事業名	事業費		事業の概要
		財源内訳		
施設課	学校改築事業 教育ビジョン 基本施策11-(3)	85,000	(一般)	○木戸小学校校舎一部改築事業 (H25～29 継続事業) 耐震補強が必要な校舎の耐震補強を含む大規模改造, 老朽化した校舎とプールの改築並びにグラウンド, 外構整備を行う。 [H29 年度] ・グラウンド, 外構整備 [H25～28 年度] ・管理・特別教室棟大規模改造, 1期, 2期校舎改築 [全体事業] ・改築(校舎) 鉄筋コンクリート造4階建 4,541 m ² (屋上にプール設置) ・耐震, 大規模(校舎) 鉄筋コンクリート造3階建 1,684 m ² ・グラウンド, 外構整備 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">総事業費 2,167,000</div>
		30,000	(特定)	
		5,353	国(一般)	
		24,647	(一般)	

平成29年度当初予算事業説明書

No. 5

(一般会計)

(単位 千円)

課名 (29年度担当課)	事業名	事業費	事業の概要
		財源内訳	
施設課	学校改築事業 教育ビジョン 基本施策11-(3)	459,000 (特定) 起債 354,800 (一般) 104,200	○新通小学校分離新設校建設事業 新通小学校の児童急増に伴い、分離新設校の整備を行う。新設校はH32年4月の開校を目指す。 [H29年度] ・実施設計、敷地造成工事 [H28年度] ・基本設計、用地取得
		30,000 (一般) 30,000	○潟東小学校移転改築・潟東中学校一部改築事業(新規) 潟東小学校の統合に伴い、潟東中学校敷地に小学校を移転改築するための基本設計を行う。
	大規模改造事業 教育ビジョン 基本施策11-(3)	101,900 (特定) 起債 68,700 (一般) 33,200	○大規模改造実施設計 来年度工事予定の箇所について実施設計を行う。 ・小学校 7校 ・中学校 2校
児童・生徒急増対策事業		71,200 (一般) 71,200	住宅団地の造成等により児童および生徒の急増が見込まれる学校にプレハブ校舎をリースすることにより教室不足の解消を図る。 ・小学校 6校 ・特別支援学校 1校

平成29年度当初予算事業説明書

No. 6

(一般会計)

(単位 千円)

課名 (29年度担当課)	事業名	事業費		事業の概要
		財源内訳		
保健給食課	児童生徒の生活習慣病予防対策事業 教育ビジョン 基本施策 2-(6)	9,093 (一般)	9,093	児童生徒自身が体の状態を客観的に知り、より健全な生活習慣を身につけるため、啓発活動を行うとともに、小4と中1の希望者に対して健診（血液検査、血圧・脈拍測定、身長・体重・腹囲測定）を実施する。
	学校医の配置・各種健康診断事業 教育ビジョン 基本施策 2-(6)	177,906 (一般)	177,906	市立学校・幼稚園の児童生徒・園児の健康を保持するため、学校医を配置し各種健康診断を行う。 ○学校医の配置 [内科校医・専門校医（耳鼻科・眼科）・歯科校医] 小学校 107 校・中学校 56 校・中等教育学校 1 校・高等学校 2 校・特別支援学校 2 校・幼稚園 11 園に 1 人配置 [精神科校医] 各特別支援学校に 1 人配置 ○各種健康診断 学校保健安全法に基づく定期及び臨時の健康診断 [児童生徒及び幼稚園児] 1 内科健診 2 眼科健診 3 耳鼻科健診 4 歯科健診 5 尿検査 6 結核検診 7 腎臓病検診 8 心臓検診 9 糖尿病検診 10 運動器検診 (園児は、6 から 10 を除く) [翌年度小学校入学予定者] 内科、歯科、聴力、視力等
	食物アレルギー対策事業 教育ビジョン 基本施策 2-(7)	330 (一般)	330	アレルギー疾患に対する健康管理及び緊急時の対応について研修会を開催する。

平成29年度当初予算事業説明書

No. 7

(一般会計)

(単位 千円)

課名 (29年度担当課)	事業名	事業費		事業の概要
		財源内訳		
保健給食課	「食に関する指導」推進事業 教育ビジョン 基本施策 2-(7)	603 (一般)	603	スクールランチ実施校等に栄養士を食育指導者として派遣し、食の指導を行う。また、学校給食研究推進校を指定し、学校における食育を推進する。 (推進校 月潟小・潟東小・月潟中・潟東中)
	食育ミニフォーラム開催費 教育ビジョン 基本施策 2-(7)	142 (一般)	142	子どもたちに食の大切さや学校給食について理解を深めてもらうため、中学校区単位で、地域住民や保護者を招いてフォーラムを開催する。 (開催校 月潟中・潟東中)
	学校給食管理費(調理委託) 教育ビジョン 基本施策 2-(7)	146,688 (一般)	146,688	市立小学校8校の調理業務を民間委託することにより、効率的な運営を図り、安心安全な学校給食の提供を行う。
地域教育推進課	地域と学校パートナーシップ事業 教育ビジョン【NEXT】 基本施策 1-(3)再掲 基本施策 9-(1) 基本施策 9-(3)再掲	144,292 (特定) 国 48,097 (一般)	96,195	「学・社・民の融合」による教育を進めるため、学校に地域教育コーディネーターを配置して、学校教育活動の充実を図るとともに、社会教育施設(公民館・図書館など)や地域活動を結ぶネットワークづくり、協働事業を推進する。 実施校 166校 ・小学校 107校 ・中学校 56校 ・中等教育学校 1校 ・特別支援学校 2校
	(仮称)国際青少年センター整備事業 教育ビジョン 基本施策 2-(8)	883,000 (特定) 国 416,181 起債 438,500 (一般)	28,319	老朽化した新潟市大畑少年センターを旧二葉中学校へ移転し、対象を少年から青少年に拡大すると共に国際交流機能を付加した(仮称)国際青少年センターを整備する。 ・平成28年度 実施設計完了 ・平成29年度 改修工事 ・平成30年度 供用開始

平成29年度当初予算事業説明書

No. 8

(一般会計)

(単位 千円)

課名 (29年度担当課)	事業名	事業費		事業の概要
		財源内訳		
地域教育推進課	街頭育成活動 教育ビジョン 基本施策 2-(8)	2,628	(一般)	青少年の健全育成と非行の未然防止を図るため、青少年育成員による繁華街などの巡回や青少年への声かけ活動を実施する。 ・第14期青少年育成員 32人(予定) (平成29年4月1日～平成31年3月31日)
		2,628		
	若者支援事業 教育ビジョン 基本施策 2-(8)	6,381	(一般)	
	6,381			
	「成人の日」のつどい開催 教育ビジョン 基本施策 2-(8)	6,543	(一般)	新成人を対象とした式典を開催する。 ・平成30年1月7日(日) ・朱鷺メッセ ウェーブマーケット ・平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれの新成人
		6,543		

平成29年度当初予算事業説明書

No. 9

(一般会計)

(単位 千円)

課名 (29年度担当課)	事業名	事業費		事業の概要
		財源内訳		
地域教育推進課	地域と学校ドリームプロジェクト支援事業 教育ビジョン【NEXT】 基本施策 9-(1)	10,000 (一般) 10,000		「地域と共に歩む学校づくり」をさらに推進するため、学校が社会教育施設や地域と連携した特色ある取組みの開発に着手できるよう支援し、先進的な取組みが全校に広がるよう推進する。 支援校45校において、事業の趣旨や効果を広く市民に周知するため、「地域と学校ウェルカム参観日」を実施する。 ※「大好きにいがた体験事業」との連携を図る。
地域教育推進課 中央公民館	ふれあいスクール事業 教育ビジョン【NEXT】 基本施策 9-(1) 基本施策 9-(3)再掲	38,095 (特定) 国 11,824 (一般) 26,271		○ふれあいスクール 子どもの健全育成と地域の教育力向上を図るため、小学校の余裕教室や体育館を活用し、地域の協力を得て、平日の放課後や土曜日の午前中などに子どもたちに安心安全な居場所を提供するとともに、異年齢交流や地域の大人との交流を図る。 平成29年度は、新規校1校を含め、67校で実施する。また、平成28年度に引き続き、土曜日における体験活動や学習機会提供のための教育プログラムの整備を4校でモデル的に行う。 ○公民館出前型 公民館が学校の特別教室等を使って出前事業を実施する。地域住民が学校に入る機会を提供することで、開かれた学校づくりを進め、地域と学校のより良い関係づくりを図る。
地域教育推進課	学校開放事業 教育ビジョン【NEXT】 基本施策 9-(1) 基本施策 9-(3)再掲	35,916 (特定) 他 12,857 (一般) 23,059		市民のスポーツ、レクリエーション、文化及び地域活動の普及推進並びに幼児、児童、生徒の健全育成を図るため、学校施設(体育館、武道場、特別教室、グラウンド等)を開放する。 実施校 165校

平成29年度当初予算事業説明書

No. 10

(一般会計)

(単位 千円)

課名 (29年度担当課)	事業名	事業費		事業の概要
		財源内訳		
教職員課 (学校人事課)	権限移譲を活用した 教育環境の整備(新規) 教育ビジョン 基本施策13-(2)	39,251,310 (特定) 国 9,207,715 他 5,880 起債 1,100,000 (一般) 28,937,715		第4次地方分権一括法により、県から移譲される権限を活用し、教職員数の決定と人事配置を一体的に行い、きめ細かな指導を行える教育環境を整える。 ・32人以下学級を小学校3・4年生まで拡大 ・学・社・民の融合による教育を推進する先進的な活動を行う職員を新規配置 ・特別支援教育コーディネーターの拡充
	多忙化解消対策推進 事業 教育ビジョン 基本施策12-(2)	300 (一般) 300		学校現場にゆとりを生み出し、教職員が児童・生徒とじっくり向き合えるよう、多忙化解消行動計画に基づき、業務改善を進める。 ・各校の取組みの調査 ・効果的な取組みの紹介 ・「1校1取組」の推進 ・勤務時間の適正管理
	教職員採用等事業 教育ビジョン 基本施策12-(3)	4,394 (一般) 4,394		市立学校の教員採用選考検査及び管理職選考検査を実施する。
総合教育センター 学校支援課	マイスター養成塾等 教育関係職員研修 教育ビジョン【NEXT】 基本施策12-(1)	11,681 (一般) 11,681		教師力の一層の向上を目指して、学校現場のニーズに合致した研修を推進していくとともに、「若手教師道場」や「マイスター養成塾」などの研修講座の質を高め充実を図る。 ・キャリアステージ研修(マイスター養成塾等) ・専門研修

平成29年度当初予算事業説明書

No. 11

(一般会計)

(単位 千円)

課名 (29年度担当課)	事業名	事業費		事業の概要
		財源内訳		
学校支援課	大好きにいがた体験事業 教育ビジョン 基本施策 3-(1)	11,773	(一般)	地域の人と関わることを中核に据えて、「身近な地域に貢献する」または「新潟市や身近な地域の素晴らしいひと・もの・ことを知る」活動を支援、推進する。 さらに、活動成果を他地区や他校へ紹介する交流または企画を支援する。 平成29年度からは、従来の小・中学校に加え、中等教育学校後期課程及び市立高等学校への支援を拡充し、シビックプライドを醸成する。 ※「地域と学校ドリームプロジェクト支援事業」と連携を図る。
		11,773		
	アフタースクール学習支援事業 教育ビジョン【NEXT】 基本施策 1-(1)再掲 基本施策 1-(3) 基本施策 9-(3)再掲 基本施策 10-(4)再掲	7,400	(特定)	
		2,466	国	
		4,934	(一般)	
学力向上対策事業 教育ビジョン【NEXT】 基本施策 1-(3)	14,018	(特定)	子どもの学力実態を的確に把握し、個に応じたきめ細かな指導・支援を行う。 ・全国的な学力調査等を活用し、市の学力実態を把握する。 ・単元評価問題の配信（ステップアップWeb配信） ・学習支援員の活用	
	1,600	国		
	12,418	(一般)		
学習習慣の定着と読書活動の推進 教育ビジョン【NEXT】 基本施策 1-(5) 基本施策 1-(6)	223	(一般)	家庭での学習習慣の定着のため、家庭との連携を進めながら、支援体制の充実を図る。また、読書活動、学校図書館活用の推進・充実を図る。	
	223			
カウンセラー等活用事業 教育ビジョン【NEXT】 基本施策 2-(2)	50,989	(特定)	専門的な知識と経験を有するスクールカウンセラー等を学校へ派遣し、いじめ・非行等問題行動や不登校の解消を図る。 ・スクールカウンセラーの学校配置 ・スクールソーシャルワーカーの学校派遣	
	16,867	国		
	34,122	(一般)		

平成29年度当初予算事業説明書

No. 12

(一般会計)

(単位 千円)

課名 (29年度担当課)	事業名	事業費		事業の概要
		財源内訳		
学校支援課	自然体験学習の充実 教育ビジョン 基本施策 2-(3)	6,720 (一般)	6,720	子どもの自然体験交流の実施等、体験活動の発展・充実を進め、豊かな人間性や社会性の育成を図る。
	本物の舞台芸術鑑賞事業 教育ビジョン 基本施策 2-(4)	37,968 (一般)	37,968	児童の情操の高揚を図るため、芸術鑑賞事業の充実を進める。 ・わくわくキッズコンサートの開催(小学校5年生) ・こころの劇場への招待(小学校6年生)
	体力づくりの推進費 教育ビジョン 基本施策 2-(5)	4,707 (一般)	4,707	運動の大切さを知り、楽しさを味わうことのできる環境を整え、子どもの健やかな体を育む。 ・体力向上・運動教育の推進 ・中学校部活動エキスパート・サポーター活用事業
	国際交流推進事業 教育ビジョン【NEW】 基本施策 3-(2)	2,382 (一般)	2,382	姉妹・友好都市と市内小・中・高等学校の児童生徒の派遣による相互交流を実施し、国際理解教育を推進する。
	外国語指導助手配置事業 教育ビジョン【NEW】 基本施策 3-(2)	45,384 (特定) 他 3,857 (一般)	41,527	国際理解教育を推進する学習の一環として、各校に外国語指導助手(ALT)を配置し、外国語教育に積極的に取り組む学校を支援する。

平成29年度当初予算事業説明書

No. 13

(一般会計)

(単位 千円)

課名 (29年度担当課)	事業名	事業費		事業の概要
		財源内訳		
学校支援課	環境学習充実事業 教育ビジョン 基本施策 3-(4)	1,200	(一般)	子どもたちが緑とふれあう機会を増やすため、校地内緑化の推進を支援する。
		1,200		
	特別支援教育の充実 教育ビジョン【NEW】 基本施策 4-(1)	405,454	(特定)	小・中学校の特別支援学級及び通常学級に介助員を配置し、障がいのある児童生徒の学校生活を支援する。
		2,518	国 (一般)	
	402,936			
	特別支援教育サポートネットワーク事業 教育ビジョン 基本施策 4-(2)	980	(一般)	発達障がいのある子どもたちへの適切な教育支援を行う。 ・特別支援教育サポートセンターにおける相談・研修等支援 ・合理的配慮セミナーの実施
	「防災教育」学校・地域連携事業 教育ビジョン【NEW】 基本施策10-(1)	10,450	(特定)	各学校が行う防災教育の内容が、家庭や地域と連携した実践的な取組みとなるよう支援する。 平成27年度～31年度で市内の全小・中・中等教育・特別支援学校で実施する。 平成29年度は33校で実施する予定。
		10,450	県 (一般)	
生涯学習センター	にいがた市民大学開設事業 教育ビジョン【NEXT】 基本施策 8-(2) 基本施策 9-(4)再掲	6,088	(特定)	市民の高度で専門的な学習ニーズに応えるため、現代的な課題など専門性の高い講座や、時代の変化や市民の学習ニーズに対応した講座を開設する。 大学コンソーシアム連携講座など、合計5講座開設する。
		4,800	他 (一般)	
		1,288		

平成29年度当初予算事業説明書

No. 14

(一般会計)

(単位 千円)

課名 (29年度担当課)	事業名	事業費		事業の概要
		財源内訳		
生涯学習センター 中央公民館	家庭教育振興事業 教育ビジョン 基本施策 2-(1)再掲 基本施策 2-(7) 基本施策 7-(1) 基本施策 7-(2)	2,272	(一般)	<p><生涯学習センター></p> <p>○子育て学習出前講座 小中学校での就学時健診や新入生学校説明会等において専門の講師を派遣し、多くの保護者に家庭教育のあり方を見つめ直す機会を提供し、家庭教育への意識啓発と家庭の教育力の向上を図る。</p> <p>○早寝早起き運動推進事業 早寝早起き朝ごはん運動を推進し、学校や地域と連携・協力しながら、子どもの基本的な生活習慣の形成や家庭教育の普及啓発を図るため、「おはよう朝ごはん料理講習会」を実施する。</p>
		2,272		
		9,921	(一般)	<p><中央公民館></p> <p>○乳幼児期（ゆりかご）家庭教育学級・土日夜間版 子育て期の親等に子育てに関する学習機会を提供し、親同士の仲間づくりを推進するために、出産前から思春期までの子どもの成長にあわせた家庭教育学級を開催するとともに、子育てに関する情報交換の場の設置など、子育て支援事業を実施することにより、家庭の教育力向上を図る。</p> <p>なお、乳幼児期家庭教育学級の一部を土日に開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期、幼児期、児童期（小学生）、思春期（中学生）等の家庭教育学級の実施 ・プレママ学級の実施 ・父親学級の実施 ・孫育て講座の実施 ・子育てサロン等子育て支援事業の実施
		9,921		

平成29年度当初予算事業説明書

No. 15

(一般会計)

(単位 千円)

課名 (29年度担当課)	事業名	事業費		事業の概要
		財源内訳		
生涯学習センター	学習情報の収集・提供・相談事業 教育ビジョン 基本施策 8-(1) 基本施策 11-(4)再掲	299 (一般)	299	学習情報の提供・収集など、市民の学習相談に応じる生涯学習センターの学習相談ボランティアを養成し、学習活動に関する相談窓口を開設する事や、パソコン指導ボランティアや中央区内の専門学校の学生たちによる、インターネット操作などのパソコン初心者向け講習会の実施などにより、市民の生涯学習活動を支援する。
	生涯学習ボランティア育成支援事業 教育ビジョン 基本施策 9-(6)	123 (一般)	123	市民の知識や経験等を活かし、市民参画による生涯学習を推進するため、ボランティア養成講座等を実施し、育成を図るとともに、ボランティアバンクの活用を推進し、ボランティア活動の支援を行う。
中央公民館	地域コミュニティ活動活性化支援事業 教育ビジョン 基本施策 9-(3)	5,174 (一般)	5,174	地域コミュニティ活動の活性化を支援するために、コミュニティ協議会等の地域団体と連携しながら、地域課題解決のために必要な事業を実施するとともに、地域活動を担う人材の育成を支援する。 また、地域課題に取り組む人材や団体のつなぎ役となるコミュニティコーディネーターの育成講座を実施する。
	子ども体験活動・ボランティア活動推進事業 教育ビジョン 基本施策 2-(3) 基本施策 2-(8)	2,592 (一般)	2,592	土日や長期休業期間に子どもたちに様々な野外活動やものづくり等の体験型事業を実施する。事業を通じて自立心や協調性、他人に対する思いやりの心を育み、子どもたちの健全育成を図る。

平成29年度当初予算事業説明書

No. 16

(一般会計)

(単位 千円)

課名 (29年度担当課)	事業名	事業費		事業の概要	
		財源内訳			
中央公民館	セカンドライフ農業 体験事業 教育ビジョン【NEXT】 基本施策 8-(2)	1,232	(一般)	高齢者の生きがいをづくり、仲間づくり、健康づくりを支援し、元気な高齢者の地域社会参加を推進するため、シニア世代を対象に、農業体験事業を実施する。	
		1,232			
中央図書館 企画管理課	読書普及事業 教育ビジョン【NEW】 基本施策 9-(4)	158,746	(一般)	<p>「新潟市立図書館ビジョン」に基づき、「市民の身近な学びと情報の拠点」を目指した資料収集と事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の多様なニーズに対応する資料収集 ・ハンディキャップサービス 障がい等により来館困難な市民に対して宅配貸出 ・視聴覚ライブラリー事業 映像関係教材・機材の団体貸出 ・中央図書館10周年記念事業(新規) ・その他、講演会等の開催 	
		158,746			
	子どもの読書環境の 整備	教育ビジョン【NEXT】 基本施策 1-(6) 基本施策 8-(2)	6,964	(一般)	<p>「第二次新潟市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもたちが本に親しみ読書習慣を身に付けることを目指して、ボランティアや庁内関係課等と連携して事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブックスタート事業 ・学校貸出図書搬送事業 ・学校図書館支援センターの運営 ・絵本の読み聞かせボランティアの養成
			6,964		
ビジネス情報提供事業	教育ビジョン【NEXT】 基本施策 8-(2)	3,180	(一般)	<p>市民の仕事を支援するため、資料や情報の提供及び関連機関と連携した事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインデータベースによる情報提供 ・ビジネス支援セミナー・起業経営相談会等の開催 	
		3,180			

平成29年度当初予算事業説明書

No. 17

(一般会計)

(単位 千円)

課名 (29年度担当課)	事業名	事業費		事業の概要
		財源内訳		
中央図書館 企画管理課	図書館サービス向上 事業 教育ビジョン 基本施策11-(4)	114,873		図書館間のネットワークを活かした図書館サービスの提供を行う。 ・図書館情報システムの運用 ・デジタルアーカイブなど電子図書館機能の充実 ・図書館・地区図書室へ配本車の運行 ・レファレンス(調査相談)データベースの運用
		(一般)	114,873	

(4) 県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う
関係条例の整備等に関する条例の制定について

1 提案理由

地方分権一括法（第4次）に伴う教職員に関する包括的な権限移譲に伴い、市で勤務条件を規定する必要があるため、12月議会で、給与、休暇、退職手当の基本的な事項について定めたところである。

今回、これらの勤務条件に関し、権限移譲時の取扱い等の経過措置及び技術的な整理を定めるものである。

2 改正する条例及び主な内容

区分	改正する条例	改正（経過措置等）の主な内容
給与	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟市教育職員給与条例 ・新潟市給与条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・期末勤勉手当・昇給に関する在職期間 ・給与構造改革に伴う経過措置額の支給
休暇, 勤務時間	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例 ・新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・週休日の振替の取扱 ・年次有給休暇の取扱 ・療養休暇、特別休暇、介護休暇、組合休暇の取扱
退職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟市教育職員退職手当支給条例 ・新潟市職員退職手当支給条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・退職手当の在職期間の取扱 ・移譲に伴い退職手当の額が下がる場合の経過措置
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する条例 ・新潟市職員の特別ほう奨金に関する条例 ・新潟市職員の育児休業等に関する条例 ・新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例 ・新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・引用条例・条番号等の整理

3 施行日 平成29年4月1日

議案第 号

**県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定
について**

県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のように制定するものとする。

平成29年 月 日提出

新潟市長 篠田 昭

県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う関係条例の整備等に関する条例

(新潟市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 新潟市職員退職手当支給条例(昭和28年新潟市条例第54号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び4項を加える。

(県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う経過措置)

28 平成29年4月1日(次項において「移譲日」という。)の前日において市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第61号)の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)第5条の規定による市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)の改正に伴い、引き続き新潟市給与条例の規定の適用を受けることとなったものの勤続期間の計算については、職員の退職手当に関する条例(昭和37年新潟県条例第49号)に規定する在職期間に相当する期間を、この条例に規定する職員としての引き続きいた在職期間に含めるものとする。

29 新潟市特定教職員の俸給表の切替え等に関する条例(平成28年新潟市条例第59号)第1条に規定する特定教職員(新潟市給与条例の適用を受ける者に限る。)(以下この項及び次項において「特定教職員」という。)が移譲日以後に退職した場合において、当該特定教職員が移譲日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退

職したこととして職員の退職手当に関する条例の規定により計算した退職手当の額（以下この項において「県退職手当額」という。）が、この条例の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、この条例の規定にかかわらず、県退職手当額をもって、当該特定教職員に支給すべきこの条例の規定による退職手当の額とする。

30 前項の場合において、当該特定教職員が平成30年3月31日以前に退職するときは、職員の退職手当に関する条例及び新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成27年新潟県条例第5号）附則第2項から第4項までの規定を適用する。

31 特別の事情により附則第28項から前項までの規定によることができない場合又は附則第28項から前項までの規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、教育委員会が別段の取扱いをすることができる。

（新潟市給与条例の一部改正）

第2条 新潟市給与条例（昭和32年新潟市条例第60号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び9項を加える。

（県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う経過措置）

24 平成29年4月1日（次項、附則第28項、第31項及び第32項において「移譲日」という。）の前日において、学校栄養職員が休職し、市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号。次項から附則第27項までにおいて「県条例」という。）第40条第2項の適用を受けていた場合は、第28条第2項の規定にかかわらず、その休職の期間が満3年に達するまでは、これに給与の全額を支給する。

25 平成29年度における第6条の規定の適用については、移譲日の前日において県条例の規定の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定による市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）の改正に伴

い、引き続きこの条例の適用を受けることとなったもの（次項、附則第27項、附則第31項及び附則第32項において「移譲職員」という。）の、県条例の規定の適用を受けていた職員としての在職期間のうち、第6条第1項の人事委員会規則で定める日以前1年間に相当する期間における勤務成績を、同項に規定する人事委員会規則で定める日以前1年間に相当する期間における勤務成績に含めるものとする。

26 平成29年度における第22条の規定の適用については、移譲職員の、県条例の規定の適用を受けていた職員としての在職期間のうち同条第2項の基準日以前6箇月以内の期間に相当する期間における在職期間を、同項に規定する基準日以前6箇月以内の期間における在職期間に含めるものとする。

27 平成29年度における第23条の規定の適用については、移譲職員の、県条例の規定の適用を受けていた職員としての在職期間のうち同条第2項に規定する基準日前において人事委員会規則で定める日以前6箇月以内の期間及び基準日以前6箇月以内の期間に相当する期間における勤務成績及び勤務の状況を、同項に規定する基準日前において人事委員会規則で定める日以前6箇月以内の期間及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績及び勤務の状況にそれぞれ含めるものとする。

28 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年新潟県条例第84号。次項及び附則第30項において「県一部改正条例」という。）附則第7項の規定の適用を受けていた新潟市特定教職員の俸給表の切替え等に関する条例（平成28年新潟市条例第59号）第1条に規定する特定教職員（この条例の適用を受ける者に限る。）（次項及び附則第30項において「特定教職員」という。）で、この条例の規定による俸給月額が移譲日の前日が属する月の給料の月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

29 県一部改正条例附則第8項の規定により給料を支給されていた特定教職員について、前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる場合

は、当該特定教職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて俸給を支給する。

30 県一部改正条例附則第9項の規定により給料を支給されていた特定教職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる場合は、当該特定教職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて俸給を支給する。

31 移譲職員に対する附則第21項の規定の適用については、移譲職員が移譲日以後に承認を受ける療養休暇から適用する。

32 移譲職員が移譲日前に市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第5号）第17条の規定に基づき承認を受けた病気休暇に係る負傷又は疾病と同一の負傷又は疾病を理由として、当該病気休暇の期間の終期の翌日から3か月以内の日を期間の始期とする療養休暇の請求があった場合における附則第21項の規定の適用については、同項中「当該療養のための療養休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日」とあるのは、「6月の範囲内で任命権者がその療養に必要と認めた期間」とする。

（新潟市教育職員給与条例の一部改正）

第3条 新潟市教育職員給与条例（昭和34年新潟市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び13項を加える。

（俸給の半減）

7 当分の間、第32条の規定にかかわらず、教育職員が負傷（公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（人事委員会規則で定めるものに限る。）により、当該療養のための療養休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（人事委員会規則で定める場合にあつては、1年）を超

えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該療養休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。

- 8 前項に規定するもののほか、同項に規定する引き続き勤務しないときとされる期間の範囲、俸給の計算その他俸給の半減に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
(県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う経過措置)

- 9 平成29年度における第6条の規定の適用については、平成29年4月1日(附則第12項、附則第16項及び附則第17項から第19項までにおいて「移譲日」という。)の前日において市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第61号。以下この項から附則第11項までにおいて「県条例」という。)の規定の適用を受けていた教育職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)第5条の規定による市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)の改正に伴い、引き続きこの条例の規定の適用を受けることとなったもの(次項、附則第11項、附則第16項及び附則第17項において「移譲教育職員」という。)の、県条例の規定の適用を受けていた職員としての在職期間のうち第6条において準用する給与条例第6条第1項の人事委員会規則で定める日以前1年間に相当する期間における勤務成績を、第6条において準用する給与条例第6条第1項に規定する人事委員会規則で定める日以前1年間ににおける勤務成績に含めるものとする。

- 10 平成29年度における第21条の規定の適用については、移譲教育職員の、県条例の規定の適用を受けていた職員としての在職期間のうち同条において準用する給与条例第22条第2項の基準日以前6箇月以内の期間に相当する期間における在職期間を、第21条において準用する給与条例第22条第2項に規定する基準日以前6箇月以内の期間における在職期間に含めるものとする。

- 11 平成29年度における第22条の規定の適用については、移譲教育職員の、県条例の規定の適用を受けていた職員としての在職期間のうち同条において準用する給与

条例第 23 条第 2 項に規定する基準日前において人事委員会規則で定める日以前 6 箇月以内の期間及び基準日以前 6 箇月以内の期間に相当する期間における勤務成績及び勤務の状況を、第 22 条において準用する給与条例第 23 条第 2 項に規定する基準日前において人事委員会規則で定める日以前 6 箇月以内の期間及び基準日以前 6 箇月以内の期間における勤務成績及び勤務の状況にそれぞれ含めるものとする。

12 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 26 年新潟県条例第 84 号。次項及び附則第 14 項において「県一部改正条例」という。）附則第 7 項の規定の適用を受けていた新潟市特定教職員の俸給表の切替え等に関する条例（平成 28 年新潟市条例第 59 号）第 1 条に規定する特定教職員（この条例の適用を受ける者に限る。）（次項及び附則第 14 項において「特定教職員」という。）で、この条例の規定による俸給月額が移譲日の前日が属する月の給料の月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める教育職員を除く。）には、平成 30 年 3 月 31 日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

13 県一部改正条例附則第 8 項の規定により給料を支給されていた特定教職員について、前項の規定による俸給を支給される教育職員との権衡上必要があると認められる場合は、当該特定教職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて俸給を支給する。

14 県一部改正条例附則第 9 項の規定により給料を支給されていた特定教職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による俸給を支給される教育職員との権衡上必要があると認められる場合は、当該特定教職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて俸給を支給する。

15 新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成 28 年新潟市条例第 75 号）第 2 条の規定による改正前の新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例（附則第 18 項及び第 19 項において「旧条例」という。）の適用を受けていた教育職員で、引き続きこの条例の規定の適用を受けるもの

(以下この項、次項、附則第18項及び附則第19項において「条例移行教育職員」という。)のうち、新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(平成26年新潟市条例第94号)附則第6項から第8項までの規定により差額に相当する額を支給されていた条例移行教育職員の俸給の額については、なお従前の例による。

16 移譲教育職員及び条例移行教育職員に対する附則第7項の規定の適用については、移譲教育職員又は条例移行教育職員が移譲日以後に承認を受ける療養休暇から適用する。

17 移譲教育職員が移譲日前に市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年新潟県条例第5号)第17条の規定に基づき承認を受けた病気休暇に係る負傷又は疾病と同一の負傷又は疾病を理由として、当該病気休暇の期間の終期の翌日から3か月以内の日を期間の始期とする療養休暇の請求があつた場合における附則第7項の規定の適用については、同項中「当該療養のための療養休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日」とあるのは、「6月の範囲内で任命権者がその療養に必要と認めた期間」とする。

18 条例移行教育職員が移譲日前に旧条例第18条第2項の規定によりその例によることとされる勤務時間条例第17条の規定に基づき承認を受けた療養休暇(以下この項において「旧療養休暇」という。)に係る負傷又は疾病と同一の負傷又は疾病を理由として、旧療養休暇の期間の終期の翌日から3か月以内の日を期間の始期とする療養休暇の請求があつた場合における附則第7項の規定の適用においては、同項に規定する日数の算定の起算の日を旧療養休暇の期間の開始の日とする。

19 移譲日において旧条例第17条の規定によりその例によることとされる給与条例附則第21項の規定に基づき現に俸給の半額を減じられている条例移行教育職員に係る俸給の減額については、旧条例第18条第2項の規定によりその例によることとされる勤務時間条例第17条の規定に基づき承認を受けている療養休暇の期間の末日ま

での間は、なお従前の例による。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第4条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する条例（平成元年新潟市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条中「新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例」を「新潟市教育職員給与条例」に改め、「。以下第6条まで「教育職員給与条例」という。」を削り、「第16条第1項」を「第33条第1項」に改める。

第6条第1項中「若しくは」を「及び」に、「又は教育職員給与条例第15条の2」を「（新潟市教育職員退職手当支給条例（平成28年新潟市条例第60号）第3条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）」に改め、同条第2項中「第5条第4項」の次に「（新潟市教育職員退職手当支給条例第3条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）」を加え、「同条例」を「新潟市職員退職手当支給条例」に改める。

(新潟市職員の特別ほう賞金に関する条例の一部改正)

第5条 新潟市職員の特別ほう賞金に関する条例（平成3年新潟市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者を除く。）」を削る。

(新潟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 新潟市職員の育児休業等に関する条例（平成4年新潟市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。

第2条の2中「児童の親その他の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条

第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に、同法第6条の4第2項の規定による養育里親として同法第27条第1項第3号の規定により委託されている者」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童」に改める。

第7条第1項中「第22条第1項」の次に「（新潟市教育職員給与条例（昭和34年新潟市条例第17号）第21条において準用する場合を含む。）」を加え、同条第2項中「第23条第1項」の次に「（新潟市教育職員給与条例第22条において準用する場合を含む。）」を加え、同条第3項を削る。

第9条第1項中「第5条第4項」の次に「（新潟市教育職員退職手当支給条例（平成28年新潟市条例第60号）第3条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）」を加え、同条第2項中「第5条第4項」の次に「（新潟市教育職員退職手当支給条例第3条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）」を加え、同条第3項を削る。

第10条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。

第12条本文各号列記以外の部分中「教職給与、勤務時間等条例第18条第2項の規定によりその例によることとされる」を「新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成28年新潟市条例第58号。以下「教育職員勤務時間等条例」という。）第3条において準用する」に改め、「又は教職給与、勤務時間等条例第18条第1項の規定により、新潟県の教育職員の例によって、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要があるものとして週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることとさ

れる職員」を削り、同条ただし書中「教職給与、勤務時間等条例第18条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。」を「教育職員勤務時間等条例第3条において準用する場合にあつては、教育委員会規則の定め」に改め、「又は教職給与、勤務時間等条例第18条第1項の規定によりその例によることとされる新潟県の教育職員であつて、職務の特殊性若しくは当該公署の特殊の必要等により、4週間ごとの期間について8日等の週休日を設けることが困難であるものについての週休日及び勤務時間の割振りに係る新潟県人事委員会規則の定め（同号において「例による県人事委員会規則の定め」という。）」を削り、同条第3号中「又は例による県人事委員会規則の定め」を削る。

第18条を削り、第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

（育児短時間勤務職員の俸給月額）

第17条 育児短時間勤務職員の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項（教育職員勤務時間等条例第3条において準用する場合を含む。）の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項（教育職員勤務時間等条例第3条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第19条を次のように改める。

（育児短時間勤務職員についての新潟市教育職員給与条例の特例）

第19条 育児短時間勤務職員についての新潟市教育職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる新潟市教育職員給与条例の規定により読み替えられた給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第1項	決定する	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成28年新潟市
--------	------	--

		条例第58号)第3条において準用する勤務時間 条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第5条第2項 及び第6条第2項	決定する	決定するものとし、その者の俸給月額、その者の受ける号俸に応じた額、算出率を乗じて得た額とする
第14条の2 第2項第2号	交替制勤務 に従事する 職員等	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項の承認を受けた職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)
第22条第4項	俸給	俸給の月額を算出率で除して得た額
第22条第5項 及び第23条第4項	俸給の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額
第22条第6項	人事委員会 規則	育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して人事委員会規則

第20条中「第25条」を「第27条」に改める。

第23条第1項及び第2項中「第5条第4項」の次に「(新潟市教育職員退職手当支給条例第3条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)」を加え、同条第3項中「退職手当条例」の次に「又は新潟市教育職員退職手当支給条例」を加え、同条第4項を削る。

第26条を削り、第25条を第26条とし、第24条の次に次の1条を加える。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の俸給月額)

第25条 短時間勤務職員の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項(教育職員勤務時間等条例第3条において準用する場合を含む。)の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項(教育職員勤務時間等条例第3条において準用する場合を含む。)に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第31条を第33条とし、第30条を第31条とし、同条の次に次の1条を加える。

(高校割愛教育職員に関する特例)

第32条 第2条から前条までの規定にかかわらず、教育職員のうち、高等学校又は中等教育学校に勤務し、教育委員会が定める者に係る育児休業等に係る取扱いについては、新潟県の教育職員の例による。

第29条を第30条とし、第28条第2項中「教職給与、勤務時間等条例第18条第2項の規定によりその例によることとされる」を「教育職員勤務時間等条例第6条において準用する」に改め、「又は教職給与、勤務時間等条例第18条第1項の規定によりその例によることとされる新潟県の教育職員に係る特別休暇(職員が生後満1年6月に達しない生児を育てる場合におけるものに限る。)」を削り、同条を第29条とする。

第27条を第28条とし、第26条の次に次の1条を加える。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての新潟市教育職員給与条例の特例)

第27条 短時間勤務職員についての新潟市教育職員給与条例の規定の適用については、同条例第29条の見出し中「再任用職員」とあるのは「短時間勤務職員」と、同条中「第11条、第12条及び第15条」とあるのは「第12条、第15条及び第16条」と、「再任用職員」とあるのは「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員」とするほか、次の表の左欄に掲げる新潟市教育職員給与条例の規定により読み替えられた給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる

字句とする。

第5条第1項	決定する	決定するものとし、その者の俸給月額を、その者の受ける号俸に応じた額に、新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成28年新潟市条例第58号）第3条において準用する勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第5条第2項 及び第6条第2項	決定する	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第14条の2 第2項第2号	交替制勤務 に従事する 職員等	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員

（新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第7条 新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び3項を加える。

（県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う経過措置）

14 平成29年4月1日（以下この項及び次項において「移譲日」という。）の前日において市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第5号。以下この項から附則第16項までにおいて「県条例」という。）の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号。以下「整備法」という。）第5

条の規定による市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）の改正に伴い、引き続きこの条例の適用を受けることとなったもの（次項において「移譲職員」という。）について、移譲日前に県条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、次項及び附則第16項に規定するもののほか、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。ただし、特別の事情によりこの条例の相当規定によることができない場合又はこの条例の相当規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、移譲教育職員（移譲日の前日において県条例の適用を受けていた教育職員で、整備法第5条の規定による市町村立学校職員給与負担法の改正に伴い、引き続き新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成29年新潟市条例第58号）の適用を受けることとなったものをいう。）の例による。

15 移譲職員が、整備法第5条の規定による市町村立学校職員給与負担法の改正がなかったならば県条例の規定により移譲日において請求することができた年次有給休暇の日数は、当該移譲職員に引き継がれるものとする。

16 前項の年次有給休暇の日数の取扱いについては、県条例の例による。

（新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正）

第8条 新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年新潟市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条中「新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例」を「新潟市教育職員給与条例」に、「第16条第1項」を「第33条第1項」に改める。

第7条第1項中「という。）」の次に「（新潟市教育職員退職手当支給条例（平成28年新潟市条例第60号）第3条の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

（新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第9条 新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年新潟市条例第16

4号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「第15条」の次に「(新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成28年新潟市条例第58号)第9条において準用する場合を含む。)」を加える。

第8条第3項中「第2条第4項」の次に「(新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第1項」を「新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第1項(新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条において準用する場合を含む。)」に改め、同条第4項中「第14条の4」の次に「並びに新潟市教育職員給与条例(昭和34年新潟市条例第17号)第12条及び第15条」を加える。

第9条第1項中「新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例(昭和34年新潟市条例第17号。次項において「教職給与、勤務時間等条例」という。)第4条から第6条まで、第10条、第12条、第12条の3中勤勉手当に関する部分及び第14条」を「新潟市教育職員給与条例第4条から第7条まで、第9条、第11条、第12条、第15条、第19条、第22条及び第24条」に改め、同条第2項中「第21条の2第1項」の次に「(新潟市教育職員給与条例第20条において準用する場合を含む。)」を加え、「並びに教職給与、勤務時間等条例第12条の2第1項」を「(新潟市教育職員給与条例第21条において準用する場合を含む。)」に改め、「教職給与、勤務時間等条例第12条の2第1項中「及び中等教育学校後期課程の教頭の職にある職員」とあるのは「中等教育学校後期課程の教頭の職にある職員及び高等学校又は中等教育学校後期課程に新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年新潟市条例第164号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、「幼稚園の園長又は教頭の職にある職員」とあるのは「幼稚園の園長又は教頭の職にある職員及び幼稚園に同条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、「同条第2項」とあるのは「第18条第2項」と」を削る。

(新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第10条 新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成28年新潟市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第8条を第11条とし、第5条から第7条までを3条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の3条を加える。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第5条 第3条において準用する勤務時間条例第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間及び第8条において準用する勤務時間条例第9条に規定する休日の正規の勤務時間における教育職員の勤務については、勤務時間条例第8条の規定を準用する。この場合において、同条中「規則」とあるのは、「教育委員会規則」と読み替えるものとする。

(育児又は介護を行う教育職員の早出遅出勤務)

第6条 育児又は介護を行う教育職員の早出遅出勤務については、勤務時間条例第8条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「規則」とあるのは、「教育委員会規則」と読み替えるものとする。

(育児又は介護を行う教育職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第7条 育児又は介護を行う教育職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限については、勤務時間条例第8条の3の規定を準用する。この場合において、同条第1項、第2項、第3項及び第5項並びに同条第4項において読み替えられた同条第1項及び第3項中「規則」とあるのは、「教育委員会規則」と読み替えるものとする。

附則中「平成26年法律第51号」の次に「。以下「整備法」という。」を加え、附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び3項を加える。

(県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、次の各号に掲げる職

員について、当該各号に定める条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、次項及び附則第4項に規定するもののほか、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。ただし、特別の事情によりこの条例の相当規定によることができない場合又はこの条例の相当規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、教育委員会が別段の取扱いをすることができる。

(1) 施行日前において市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第5号。以下「県条例」という。）の規定の適用を受けていた職員で、整備法第5条の規定による市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）の改正に伴い、引き続きこの条例の規定の適用を受けることとなったもの（以下「移譲教育職員」という。） 県条例

(2) 施行日前において新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年新潟市条例第75号）第2条の規定による改正前の新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例（昭和34年新潟市条例第17号。以下「旧条例」という。）の規定の適用を受けていた職員で、引き続きこの条例の規定の適用を受けることとなったもの 旧条例

3 移譲教育職員が、整備法第5条の規定による市町村立学校職員給与負担法の改正がなかったならば県条例の規定により施行日において請求することができた年次有給休暇の日数は、当該移譲教育職員に引き継がれるものとする。

4 前項の年次有給休暇の日数の取扱いについては、県条例の例による。

（新潟市教育職員退職手当支給条例の一部改正）

第11条 新潟市教育職員退職手当支給条例（平成28年新潟市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第3条中「昭和28年新潟市条例第54号」の次に「。以下「市退職手当条例」という。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、一般職に属するものの例によることができないとき又は一般職に属するものの例によることが著しく不相当であると認められるときは、教育委員会規則で定めるところによる。

第4条中「昭和37年新潟県条例第49号」の次に「。以下「県退職手当条例」という。」を加える。

附則中「平成26年法律第51号」の次に「。以下「整備法」という。」を加え、附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日等）」を付し、附則に次の見出し及び6項を加える。

（県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号。以下「県給与条例」という。）の規定の適用を受けていた職員で、整備法第5条の規定による市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）の改正に伴い、引き続き新潟市教育職員給与条例（昭和34年新潟市条例第17号。以下「教育職員給与条例」という。）の規定の適用を受けることとなったものの勤続期間の計算については、県退職手当条例に規定する在職期間に相当する期間を、第3条の規定により一般職に属するものの例によることとされた市退職手当条例に規定する在職期間に含めるものとする。

3 施行日の前日において新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年新潟市条例第75号）第2条の規定による改正前の新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例（昭和34年新潟市条例第17号）第15条の2の規定の適用を受けていた教育職員（幼稚園に勤務する者に限る。）の勤続期間の計算については、新潟県の教育職員の例によることとされる県退職手当条例に規定する在職期間に相当する期間を、第3条の規定により一般職に属するものの例によることとされた市退職手当条例に規定する在職期間に含めるものとする。

4 新潟市特定教職員の俸給表の切替え等に関する条例（平成28年新潟市条例第59

号) 第 1 条に規定する特定教職員 (新潟市教育職員給与条例の適用を受ける者に限る。) (以下「特定教職員」という。) が施行日以後に退職した場合において、当該特定教職員が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したこととして県退職手当条例の規定により計算した退職手当の額 (以下この項において「県退職手当額」という。) が、この条例の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、この条例の規定にかかわらず、県退職手当額をもって、当該特定教職員に支給すべきこの条例の規定による退職手当の額とする。

5 前項の場合において、当該特定教職員が平成 30 年 3 月 31 日以前に退職するときは、職員の退職手当に関する条例及び新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例 (平成 27 年新潟県条例第 5 号) 附則第 2 項から前項までの規定を適用する。

6 施行日の前日において県給与条例の規定の適用を受けていた教育職員で、施行日以後に任命権者の要請により、教育職員給与条例の規定の適用を受けることとなったものが施行日以後に退職した場合の退職手当の額については、附則第 2 項、附則第 4 項及び前項の規定を準用する。

7 特別の事情により附則第 2 項から前項までの規定によることができない場合又は附則第 2 項から前項までの規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、教育委員会が別段の取扱いをすることができる。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

新潟市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和28年条例第54号)新旧対照表(第1条関係)

改正後(案)	現行	備考
<p>附 則</p> <p>1～27 (略)</p> <p><u>(県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う経過措置)</u></p> <p>28 平成29年4月1日(次項において「移譲日」という。)の前日において市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第61号)の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)第5条の規定による市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)の改正に伴い、引き続き新潟市給与条例の規定の適用を受けることとなったものの勤続期間の計算については、職員の退職手当に関する条例(昭和37年新潟県条例第49号)に規定する在職期間に相当する期間を、この条例に規定する職員としての引き続きいた在職期間に含めるものとする。</p> <p>29 新潟市特定教職員の俸給表の切替え等に関する条例(平成28年新潟市条例第59号)第1条に規定する特定教職員(新潟市給与条例の適用を受ける者に限る。)(以下この項及び次項において「特定教職員」という。)が移譲日以後に退職した場合において、当該特定教職員が移譲日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したこととして職員の退職手当に関する条例の規定により計算した退職手当の額(以下この項において「県退職手当額」とい</p>	<p>附 則</p> <p>1～27 (略)</p>	

改正後（案）	現行	備考
<p>う。)が、この条例の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、この条例の規定にかかわらず、<u>県退職手当額をもって、当該特定教職員に支給すべきこの条例の規定による退職手当の額とする。</u></p> <p>30 <u>前項の場合において、当該特定教職員が平成30年3月31日以前に退職するときは、職員の退職手当に関する条例及び新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成27年新潟県条例第5号）附則第2項から第4項までの規定を適用する。</u></p> <p>31 <u>特別の事情により附則第28項から前項までの規定によることができない場合又は附則第28項から前項までの規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、教育委員会が別段の取扱いをすることができる。</u></p>		

新潟市給与条例（昭和32年条例第60号）新旧対照表（第2条関係）

改正後（案）	現行	備考
<p>附 則 1～23 （略） <u>（県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う経過措置）</u></p> <p>24 平成29年4月1日（次項，附則第28項，第31項及び第32項において「移譲日」という。）の前日において，<u>学校栄養職員が休職し，市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号。次項から附則第27項までにおいて「県条例」という。）第40条第2項の適用を受けていた場合は，第28条第2項の規定にかかわらず，その休職の期間が満3年に達するまでは，これに給与の全額を支給する。</u></p> <p>25 平成29年度における第6条の規定の適用については，<u>移譲日の前日において県条例の適用を受けていた職員で，地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定による市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）の改正に伴い，引き続きこの条例の規定の適用を受けることとなったもの（次項，附則第27項，附則第31項及び附則第32項において「移譲職員」という。）の，県条例の規定の適用を受けていた職員としての在職期間のうち，第6条第1項の人事委員会規則で定める日以前1年間に相当する期間における勤務成績を，同項に規定する人事委員会規則で定める日以前1年間における勤務成績に含めるものと</u></p>	<p>附 則 1～23 （略）</p>	

改正後（案）	現行	備考
<p>する。</p> <p><u>26 平成29年度における第22条の適用については、移讓職員の、県条例の規定の適用を受けていた職員としての在職期間のうち同条第2項の基準日以前6箇月以内の期間に相当する期間における在職期間を、同項に規定する基準日以前6箇月以内の期間における在職期間に含めるものとする。</u></p> <p><u>27 平成29年度における第23条の規定の適用については、移讓職員の、県条例の規定の適用を受けていた職員としての在職期間のうち同条第2項に規定する基準日前において人事委員会規則で定める日以前6箇月以内の期間及び基準日以前6箇月以内の期間に相当する期間における勤務成績及び勤務の状況を、同項に規定する基準日前において人事委員会規則で定める日以前6箇月以内の期間及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績及び勤務の状況にそれぞれ含めるものとする。</u></p> <p><u>28 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年新潟県条例第84号。次項及び附則第30項において「県一部改正条例」という。）附則第7項の適用を受けていた新潟市特定教職員の俸給表の切替え等に関する条例（平成28年新潟市条例第59号）第1条に規定する特定教職員（この条例の適用を受ける者に限る。）（次項及び附則第30項において「特定教職員」という。）で、この条例の規定による俸給月額が施行日の前日が属する月の給料の月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定め</u></p>		

改正後（案）	現行	備考
<p>る職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。</p> <p>29 県一部改正条例附則第8項の規定により給料を支給されていた特定教職員について、前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる場合は、当該特定教職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて俸給を支給する。</p> <p>30 県一部改正条例附則第9項の規定により給料を支給されていた特定教職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる場合は、当該特定教職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて俸給を支給する。</p> <p>31 移譲職員に対する附則第21項の規定の適用については、移譲職員が移譲日以後に承認を受ける療養休暇から適用する。</p> <p>32 移譲職員が移譲日前に市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第5号）第17条の規定に基づき承認を受けた病気休暇に係る負傷又は疾病と同一の負傷又は疾病を理由として、当該病気休暇の期間の終期の翌日から3か月以内の日を期間の始期とする療養休暇の請求があった場合における附則第21項の規定の適用については、同項中「当該療養のための療養休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日」とあるのは、「6月の範囲内で任命権者がその療養に必要と認めた期間の末日の翌</p>		

改正後（案）	現行	備考
<u>日から起算して90日」とする。</u>		

新潟市教育職員給与条例(昭和34年新潟市条例第17号)新旧対照表(第3条関係)

改正後(案)	現行	備考
<p>附 則</p> <p>1～6 (略)</p> <p><u>(俸給の半減)</u></p> <p>7 <u>当分の間、第32条の規定にかかわらず、教育職員が負傷(公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置(人事委員会規則で定めるものに限る。)により、当該療養のための療養休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日(人事委員会規則で定める場合にあっては、1年)を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該療養休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。</u></p> <p>8 <u>前項に規定するもののほか、同項に規定する引き続き勤務しないときとされる期間の範囲、俸給の計算その他俸給の半減に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u></p> <p><u>(県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う経過措置)</u></p> <p>9 <u>平成29年度における第6条の規定の適用については、平成29年4月1日(附則第12項、附則第16項及び附則第17項から第19項までにおいて「移譲日」という。)の前日において市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第61号。以下この項から附則第11項までにおいて「県条例」という。)の規</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～6 (略)</p>	

改正後（案）	現行	備考
<p><u>定の適用を受けていた教育職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定による市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）の改正に伴い、引き続きこの条例の規定の適用を受けることとなったもの（次項、附則第11項、附則第16項及び附則第17項において「移譲教育職員」という。）の、県条例の規定の適用を受けていた職員としての在職期間のうち第6条において準用する給与条例第6条第1項の人事委員会規則で定める日以前1年間に相当する期間における勤務成績を、第6条において準用する給与条例第6条第1項に規定する人事委員会規則で定める日以前1年間における勤務成績に含めるものとする。</u></p> <p><u>10 平成29年度における第21条の規定の適用については、移譲教育職員の、県条例の規定の適用を受けていた職員としての在職期間のうち同条において準用する給与条例第22条第2項の基準日以前6箇月以内の期間に相当する期間における在職期間を、第21条において準用する給与条例第22条第2項に規定する基準日以前6箇月以内の期間における在職期間に含めるものとする。</u></p> <p><u>11 平成29年度における第22条の規定の適用については、移譲教育職員の、県条例の規定の適用を受けていた職員としての在職期間のうち同条において準用する給与条例第23条第2項に規定する基準日前において人事委員会規則で定める日以前6箇月以内の期間及び基準日以前6箇月以内の期間に相当する期間における勤</u></p>		

改正後（案）	現行	備考
<p><u>務成績及び勤務の状況を、第22条において準用する給与条例第23条第2項に規定する基準日前において人事委員会規則で定める日以前6箇月以内の期間及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績及び勤務の状況にそれぞれ含めるものとする。</u></p> <p><u>12 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年新潟県条例第84号。次項及び附則第14項において「県一部改正条例」という。）附則第7項の規定の適用を受けていた新潟市特定教職員の俸給表の切替え等に関する条例（平成28年新潟市条例第59号）第1条に規定する特定教職員（この条例の適用を受ける者に限る。）（次項及び附則第14項において「特定教職員」という。）で、この条例の規定による俸給月額が移譲日の前日が属する月の給料の月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める教育職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。</u></p> <p><u>13 県一部改正条例附則第8項の規定により給料を支給されていた特定教職員について、前項の規定による俸給を支給される教育職員との権衡上必要があると認められる場合は、当該特定教職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて俸給を支給する。</u></p> <p><u>14 県一部改正条例附則第9項の規定により給料を支給されていた特定教職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される教育職員との権衡上必要があると認められる</u></p>		

改正後（案）	現行	備考
<p>場合は、当該特定教職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて俸給を支給する。</p> <p>1.5 <u>新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年新潟市条例第75号）第2条の規定による改正前の新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例（附則第18項及び第19項において「旧条例」という。）の適用を受けていた教育職員で、引き続きこの条例の規定の適用を受けるもの（以下この項、次項、附則第18項及び附則第19項において「条例移行教育職員」という。）のうち、新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成26年新潟市条例第94号）附則第6項から第8項までの規定により差額に相当する額を支給されていた条例移行教育職員の俸給の額については、なお従前の例による。</u></p> <p>1.6 <u>移譲教育職員及び条例移行教育職員に対する附則第7項の規定の適用については、移譲教育職員又は条例移行教育職員が移譲日以後に承認を受ける療養休暇から適用する。</u></p> <p>1.7 <u>移譲教育職員が移譲日前に市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第5号）第17条の規定に基づき承認を受けた病気休暇に係る負傷又は疾病と同一の負傷又は疾病を理由として、当該病気休暇の期間の終期の翌日から3か月以内の日を期間の始期とする療養休暇の請求があった場合における附則第7項の規定の適用については、同項中「当該療養のための療</u></p>		

改正後（案）	現行	備考
<p><u>養休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日」とあるのは、</u> <u>「6月の範囲内で任命権者がその療養に必要と認めた期間」とす</u> <u>る。</u></p> <p><u>18 条例移行教育職員が移譲日前に旧条例第18条第2項の規定</u> <u>によりその例によることとされる勤務時間条例第17条の規定に</u> <u>基づき承認を受けた療養休暇（以下この項において「旧療養休暇</u> <u>という。）に係る負傷又は疾病と同一の負傷又は疾病を理由として、</u> <u>旧療養休暇の期間の終期の翌日から3か月以内の日を期間の始期</u> <u>とする療養休暇の請求があつた場合における附則第7項の規定の</u> <u>適用においては、同項に規定する日数の算定の起算の日を旧療養休</u> <u>暇の期間の開始の日とする。</u></p> <p><u>19 移譲日において旧条例第17条の規定によりその例によるこ</u> <u>ととされる給与条例附則第21項の規定に基づき現に俸給の半額</u> <u>を減じられている条例移行教育職員に係る俸給の減額については、</u> <u>旧条例第18条第2項の規定によりその例によることとされる勤</u> <u>務時間条例第17条の規定に基づき承認を受けている療養休暇の</u> <u>期間の末日までの間は、なお従前の例による。</u></p>		

外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する条例(平成元年条例第34号)新旧対照表(第4条関係)

改正後(案)	現行	備考
<p>第5条 一般の派遣職員に関する新潟市給与条例(昭和32年新潟市条例第60号)第28条第1項又は新潟市教育職員給与条例(昭和34年新潟市条例第17号)第33条第1項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。</p> <p>(一般の派遣職員に関する職員の退職手当に関する条例の特例)</p> <p>第6条 一般の派遣職員に関する新潟市職員退職手当支給条例(昭和28年新潟市条例第54号)第4条の2第1項及び第5条第1項(新潟市教育職員退職手当支給条例(平成28年新潟市条例第60号)第3条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。</p> <p>2 一般の派遣職員に関する新潟市職員退職手当支給条例第4条の10第1項及び第5条第4項(新潟市教育職員退職手当支給条例第3条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定の適用については、派遣の期間は、新潟市職員退職手当支給条例第4条の10第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。</p>	<p>第5条 一般の派遣職員に関する新潟市給与条例(昭和32年新潟市条例第60号)第28条第1項又は新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例(昭和34年新潟市条例第17号。以下第6条まで「教育職員給与条例」という。)第16条第1項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。</p> <p>(一般の派遣職員に関する職員の退職手当に関する条例の特例)</p> <p>第6条 一般の派遣職員に関する新潟市職員退職手当支給条例(昭和28年新潟市条例第54号)第4条の2第1項若しくは第5条第1項又は教育職員給与条例第15条の2の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。</p> <p>2 一般の派遣職員に関する新潟市職員退職手当支給条例第4条の10第1項及び第5条第4項の規定の適用については、派遣の期間は、同条例第4条の10第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。</p>	

新潟市職員の特別ほう賞金に関する条例(平成3年条例第4号)新旧対照表(第5条)

改正後(案)	現行	備考
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、本市に勤務する者で次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する職員</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、本市に勤務する者で次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する者を除く。)</p>	<p>県費負担教職員の除外を削除</p>

新潟市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第9号)新旧対照表 (第6条関係)

改正後 (案)	現行	備考
<p>第1条 (略)</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)</u>に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</p> <p>第2条の3～第6条 (略)</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 新潟市給与条例(昭和32年新潟市条例第60号。以下「給与条例」という。)第22条第1項(<u>新潟市教育職員給与条例(昭和34年新潟市条例第17号)第21条において準用する場合を含む。)</u>)の規定</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、<u>児童の親その他の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に、同法第6条の4第2項の規定による養育里親として同法第27条第1項第3号の規定により委託されている者とする。</u></p> <p>第2条の3～第6条 (略)</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 新潟市給与条例(昭和32年新潟市条例第60号。以下「給与条例」という。)第22条第1項の規定により期末手当の支給の対象となる職員で、同項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしてい</p>	<p>配偶者同行休業が認められた職員の代替職員</p> <p>児童福祉法の改正により養子縁組里親が明文化されたことに伴う改正</p>

改正後（案）	現行	備考
<p>により期末手当の支給の対象となる職員で、同項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第23条第1項（新潟市教育職員給与条例第22条において準用する場合を含む。）の規定により勤勉手当の支給の対象となる職員で、同項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>第8条（略） （育児休業をした職員の退職手当の取扱い）</p> <p>第9条 新潟市職員退職手当支給条例（昭和28年新潟市条例第54号。以下「退職手当条例」という。）第4条の10第1項及び第5条第4項（新潟市教育職員退職手当支給条例（平成28年新潟市条例第60号）第3条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定については、育児休業をした期間は、退職手当条例第4条の10第1項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。</p>	<p>る職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第23条第1項の規定により勤勉手当の支給の対象となる職員で、同項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>3 <u>育児休業をしている新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例（昭和34年新潟市条例第17号。以下「教職給与、勤務時間等条例」という。）の規定の適用を受ける職員の期末手当及び勤勉手当の支給については、新潟県の教育職員の例による。</u></p> <p>第8条（略） （育児休業をした職員の退職手当の取扱い）</p> <p>第9条 新潟市職員退職手当支給条例（昭和28年新潟市条例第54号。以下「退職手当条例」という。）第4条の10第1項及び第5条第4項の規定の適用については、育児休業をした期間は、退職手当条例第4条の10第1項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。</p>	<p>削除</p>

改正後（案）	現行	備考
<p>2 育児休業した期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）についての新潟市職員退職手当支給条例第5条第4項（<u>新潟市教育職員退職手当支給条例第3条の規定によりその例によることとされている場合を含む。</u>）の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。</p> <p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1） <u>地方公務員法第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p> <p>（2） （略）</p> <p>第11条 （略）</p> <p>（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）</p> <p>第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第4条第1項（<u>新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成28年新潟市条例</u></p>	<p>2 育児休業した期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）についての新潟市職員退職手当支給条例第5条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。</p> <p><u>3 育児休業をした教職給与、勤務時間等条例第15条の2の規定の適用を受ける職員の退職手当の支給については、新潟県の教育職員の例による。</u></p> <p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1） <u>育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p> <p>（2） （略）</p> <p>第11条 （略）</p> <p>（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）</p> <p>第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第4条第1項（<u>教職給与、勤務時間等条例第18条第2項の規定によりその例によること</u></p>	<p>削除</p> <p>配偶者同行休業が認められた職員の代替職員</p>

改正後（案）	現行	備考
<p>第58号。以下「<u>教育職員勤務時間等条例</u>」という。）第3条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける職員に係る次に掲げる勤務の形態（育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態以外の形態で勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。ただし、第3号に掲げる勤務の形態は、勤務時間条例第4条第2項ただし書の規定による規則の定め（<u>教育職員勤務時間等条例第3条において準用する場合にあっては、教育委員会規則の定め</u>。同号において同じ。）による職員の場合に限る。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 勤務時間条例第4条第2項ただし書の規定による規則の定めにより、1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、</p>	<p>とされる場合を含む。）の規定の適用を受ける職員又は教職給与、<u>勤務時間等条例第18条第1項の規定により、新潟県の教育職員の例によって、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のあるものとして週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることとされる職員</u>に係る次に掲げる勤務の形態（育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態以外の形態で勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。ただし、第3号に掲げる勤務の形態は、勤務時間条例第4条第2項ただし書の規定による規則の定め（<u>教職給与、勤務時間等条例第18条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。同号において同じ。</u>）又は教職給与、<u>勤務時間等条例第18条第1項の規定によりその例によることとされる新潟県の教育職員であって、職務の特殊性若しくは当該公署の特殊の必要等により、4週間ごとの期間につき8日等の週休日を設けることが困難であるものについての週休日及び勤務時間の割振りに係る新潟県人事委員会規則の定め（同号において「例による県人事委員会規則の定め」という。）</u>による職員の場合に限る。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 勤務時間条例第4条第2項ただし書の規定による規則の定め又は<u>例による県人事委員会規則の定め</u>により、1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの</p>	

改正後（案）	現行	備考						
<p>23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。</p> <p>第13条～第16条（略）</p> <p><u>（育児短時間勤務職員の俸給月額）</u></p> <p>第17条 <u>育児短時間勤務職員の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項（教育職員勤務時間等条例第3条において準用する場合を含む。）の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項（教育職員勤務時間等条例第3条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>（育児短時間勤務職員についての給与条例の特例）</u></p> <p>第18条（略）</p> <p><u>（育児短時間勤務職員についての新潟市教育職員給与条例の特例）</u></p> <p>第19条 <u>育児短時間勤務職員についての新潟市教育職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる新潟市教育職員給与条例の規定により読み替えられた給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">第5条第1項</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">決定する</td> <td style="width: 70%;">決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、新潟市教育職員の勤務時間、</td> </tr> </table>	第5条第1項	決定する	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、新潟市教育職員の勤務時間、	<p>勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。</p> <p>第13条～第16条（略）</p> <p style="text-align: center;">（追加）</p> <p><u>（育児短時間勤務職員についての給与条例の特例）</u></p> <p>第17条（略）</p> <p><u>（育児短時間勤務職員についての教職給与、勤務時間等条例の特例）</u></p> <p>第18条 <u>育児短時間勤務職員についての教職給与、勤務時間等条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる教職給与、勤務時間等条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">第5条第2項</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">とする</td> <td style="width: 70%;">に、高等学校又は中等教育学校後期課程の職員にあつては第18条第1項の規定により新潟県の教育職員の例</td> </tr> </table>	第5条第2項	とする	に、高等学校又は中等教育学校後期課程の職員にあつては第18条第1項の規定により新潟県の教育職員の例	<p>教育職員給与条例は、給与条例を読み替えて適用しているため、準用規定を置く。</p>
第5条第1項	決定する	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、新潟市教育職員の勤務時間、						
第5条第2項	とする	に、高等学校又は中等教育学校後期課程の職員にあつては第18条第1項の規定により新潟県の教育職員の例						

改正後（案）			現行			備考
		<p><u>休暇等に関する条例（平成28年新潟市条例第58号）第3条において準用する勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする</u></p>			<p><u>によつて定められたその者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数（以下「高等学校等職員算出率」という。）を、幼稚園の職員にあつては同条第2項の規定により同項に規定する一般職の職員の例によつて定められたその者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数（以下「幼稚園職員算出率」という。）を乗じて得た額とする</u></p>	
<p><u>第5条第2項及び第6条第2項</u></p>	<p>決定する</p>	<p><u>決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする</u></p>	<p><u>第6条第1項、第2項及び第4項</u></p>	<p>決定する</p>	<p><u>決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、高等学校又は中等教育学校後期課程の職員にあつては高等学校等職員算出率を、幼稚園の職員にあつては幼稚園職員算出率を乗じて得た額とする</u></p>	
<p><u>第14条の2第2項第2号</u></p>	<p><u>交代制勤務に従事する職員等</u></p>	<p><u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）</u></p>				

改正後（案）			現行	備考
第22条 第4項	俸給	俸給の月額を算出率で除して得た額		
第22条 第5項及 び第23 条第4項	俸給の月 額	俸給の月額を算出率で除して得た額		
第22条 第6項	人事委員 会規則	育児短時間勤務職員の勤務時間を考 慮して人事委員会規則		
<p>（育児短時間勤務職員についての新潟市職員の特殊勤務手当支給 条例の特例）</p> <p>第20条 育児短時間勤務職員についての新潟市職員の特殊勤務手当 支給条例（平成18年新潟市条例第7号）<u>第27条</u>の規定の適用につ いては、同条の見出し中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「育 児短時間勤務職員」とし、同条中「地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」 とあるのは、「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法</p>			<p><u>（教職給与、勤務時間等条例の適用を受ける育児短時間勤務職員の 期末手当及び勤勉手当の特例）</u></p> <p>第19条 教職給与、勤務時間等条例の規定の適用を受ける育児短時間 勤務職員の期末手当及び勤勉手当の支給については、新潟県の教育 職員の例による。</p> <p>（育児短時間勤務職員についての新潟市職員の特殊勤務手当支給 条例の特例）</p> <p>第20条 育児短時間勤務職員についての新潟市職員の特殊勤務手当 支給条例（平成18年新潟市条例第7号）<u>第25条</u>の規定の適用につ いては、同条の見出し中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「育 児短時間勤務職員」とし、同条中「地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」 とあるのは、「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法</p>	<p>削除</p> <p>改正漏れ （平成23年 に第25条を 第27条に移 動したこと に伴う改正</p>

改正後（案）	現行	備考
<p>律第110号) 第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員」とする。</p> <p>第21条・第22条（略）</p> <p>（育児短時間勤務をした職員についての退職手当の取扱い）</p> <p>第23条 退職手当条例第4条の10第1項及び第5条第4項（新潟市教育職員退職手当支給条例第3条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定の適用については、育児短時間勤務（育児休業法第17条に規定する短時間勤務を含む。以下この条において同じ。）をした期間は、退職手当条例第4条の10第1項の現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。</p> <p>2 育児短時間勤務をした期間についての退職手当条例第5条第4項（新潟市教育職員退職手当支給条例第3条の規定によりその例によることとされている場合を含む。）の規定の適用については、同項中「2分の1」とあるのは、「3分の1」とする。</p> <p>3 育児短時間勤務の期間中の退職手当条例又は新潟市教育職員退職手当条例の規定による退職手当の計算の基礎となる俸給月額、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき俸給月額とする。</p> <p>第24条（略）</p>	<p>律第110号) 第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員」とする。</p> <p>第21条・第22条（略）</p> <p>（育児短時間勤務をした職員についての退職手当の取扱い）</p> <p>第23条 退職手当条例第4条の10第1項及び第5条第4項の規定の適用については、育児短時間勤務（育児休業法第17条に規定する短時間勤務を含む。以下この条において同じ。）をした期間は、退職手当条例第4条の10第1項の現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。</p> <p>2 育児短時間勤務をした期間についての退職手当条例第5条第4項の規定の適用については、同項中「2分の1」とあるのは、「3分の1」とする。</p> <p>3 育児短時間勤務の期間中の退職手当条例の規定による退職手当の計算の基礎となる俸給額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき俸給月額とする。</p> <p>4 教職給与、勤務時間等条例第15条の2の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員の退職手当の支給については、新潟県の教育職員の例による。</p> <p>第24条（略）</p>	<p>もれ)</p> <p>削除</p>

改正後（案）	現行	備考
<p><u>（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の俸給月額）</u></p> <p><u>第25条 短時間勤務職員の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項（教育職員勤務時間等条例第3条において準用する場合を含む。）の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項（教育職員勤務時間等条例第3条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の特例）</u></p> <p><u>第26条 （略）</u></p> <p><u>（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての教育職員給与条例の特例）</u></p> <p><u>第27条 短時間勤務職員についての教育職員給与条例の規定の適用については、同条例第29条の見出し中「再任用職員」とあるのは「短時間勤務職員」と、同条中「第11条、第12条及び第15条」とあるのは「第12条、第15条及び第16条」と、「再任用職員」とあるのは「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員」とするほか、次の表の左欄に掲げる新潟市教育職員給与条例の規定により読み替えられた給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">（追加）</p> <p><u>（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の特例）</u></p> <p><u>第25条 （略）</u></p> <p><u>（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての教職給与、勤務時間等条例の特例）</u></p> <p><u>第26条 短時間勤務職員についての教職給与、勤務時間等条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる教職給与、勤務時間等条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	

改正後（案）			現行			備考
る。						
第5条第1項	決定する	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成28年新潟市条例第58号）第3条において準用する勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。	第5条第2項	とする	に、高等学校又は中等教育学校後期課程の職員にあつては第18条第1項の規定により新潟県の教育職員の例によつて定められたその者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数（以下「高等学校等職員算出率」という。）を、幼稚園の職員にあつては同条第2項の規定により同項に規定する一般職の職員の例によつて定められたその者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数（以下「幼稚園職員算出率」という。）を乗じて得た額とする	
第5条第2項及び第6条第2項	決定する	決定するものとし、その者の俸給月額、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。	第6条第1項、第2項及び第4項	決定する	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、高等学校又は中等教育学校後期課程の職員にあつては高等学校等職員算出率を、幼稚園の職員にあつては幼稚園職員算出率を乗じて得た額とする	

改正後（案）				現行				備考
<u>第14条</u>	<u>交代制勤務に従事する職員等</u>	<u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）</u>						
<p><u>第28条（略）</u> （部分休業の承認）</p> <p><u>第29条</u> 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 <u>勤務時間条例第14条（教育職員勤務時間等条例第6条において準用する場合を含む。）</u>に規定する特別休暇（職員が生後1年に達しない子を育てる場合に当該子の保育のために必要と認められるも</p>				<p><u>第27条（略）</u> （部分休業の承認）</p> <p><u>第28条</u> 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 <u>勤務時間条例第14条（教職給与、勤務時間等条例第18条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）</u>に規定する特別休暇（職員が生後1年に達しない子を育てる場合に当該子の保育</p>				

改正後（案）	現行	備考
<p>のに限る。)を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p><u>第30条・第31条（略）</u> <u>（高校割愛教育職員に関する特例）</u></p> <p><u>第32条 第2条から前条までの規定にかかわらず、教育職員のうち、高等学校又は中等教育学校に勤務し、教育委員会が定める者に係る育児休業等に係る取扱いについては、新潟県の教育職員の例による。</u> （委任）</p> <p><u>第33条</u> この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>のために必要と認められるものに限る。)又は教職給与、勤務時間等条例第18条第1項の規定によりその例によることとされる新潟県の教育職員に係る特別休暇（職員が生後満1年6月に達しない生児を育てる場合におけるものに限る。）を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p><u>第29条・第30条（略）</u></p> <p>（委任）</p> <p><u>第31条</u> この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>備考</p> <p>追加</p>

新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年新潟市条例第2号)新旧対照表(第7条関係)

改正後(案)	現行	備考
<p>附 則</p> <p>1～13 (略)</p> <p><u>(県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う経過措置)</u></p> <p>14 平成29年4月1日(以下この項及び次項において「移譲日」という。)の前日において市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年新潟県条例第5号。以下この項から附則第16項までにおいて「県条例」という。)の適用を受けていた職員で、<u>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号。以下「整備法」という。)第5条の規定による市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)の改正に伴い、引き続きこの条例の適用を受けることとなったもの(次項において「移譲職員」という。)</u>について、<u>移譲日前に県条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、次項から附則第16項までに規定するもののほか、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。ただし、特別の事情によりこの条例の相当規定によることができない場合又はこの条例の相当規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、移譲教育職員(移譲日の前日において県条例の適用を受けていた教育職員で、整備法第5条の規定による市町村立学校職員給与負担法の改正に伴い、引き続き新潟市教育職員の勤務時間、休</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～13 (略)</p>	

改正後（案）	現行	備考
<p><u>暇等に関する条例（平成29年新潟市条例第58号）の適用を受けることとなったものをいう。）の例による。</u></p> <p><u>1.5 移譲職員が、整備法第5条の規定による市町村立学校職員給与法の改正がなかったならば県条例の規定により移譲日において請求することができた年次有給休暇の日数は、当該移譲職員に引き継がれるものとする。</u></p> <p><u>1.6 前項の年次有給休暇の日数の取扱いについては、県条例の例による。</u></p>		

新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成13年条例第35号)新旧対照表(第8条関係)

改正後(案)	現行	備考
<p>(職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例)</p> <p>第5条 職員派遣後職務に復帰した職員(企業職員である職員及び単 純労務職員である職員を除く。第7条において同じ。)に関する新 潟市給与条例(昭和32年新潟市条例第60号)第28条第1項又は新潟 市教育職員給与条例(昭和34年新潟市条例第17号)第33条第1項の 規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務(当該 業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第 2項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。</p> <p>(職務に復帰した職員等に関する職員の退職手当に関する条例の 特例)</p> <p>第7条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合(派遣職員が その職員派遣の期間中に退職した場合を含む。)における新潟市職 員退職手当支給条例(昭和28年新潟市条例第54号。以下「退職手当 条例」という。)(新潟市教育職員退職手当支給条例(平成28年新 潟市条例第60号)第3条の規定によりその例によることとされる場 合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、 派遣先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第 4条第2項、第4条の2第1項及び第4条の10第1項に規定する公 務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7 条第2項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第4条第2項、 第4条の2第2項及び第4条の10第1項に規定する通勤による傷</p>	<p>(職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例)</p> <p>第5条 職員派遣後職務に復帰した職員(企業職員である職員及び単 純労務職員である職員を除く。第7条において同じ。)に関する新 潟市給与条例(昭和32年新潟市条例第60号)第28条第1項又は新潟 市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例(昭和34年新 潟市条例第17号)第16条第1項の規定の適用については、派遣先団体 において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法 (昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を含む。)を 公務とみなす。</p> <p>(職務に復帰した職員等に関する職員の退職手当に関する条例の 特例)</p> <p>第7条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合(派遣職員が その職員派遣の期間中に退職した場合を含む。)における新潟市職 員退職手当支給条例(昭和28年新潟市条例第54号。以下「退職手当 条例」という。)の規定の適用については、派遣先団体の業務に係 る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第4条第2項、第4条の2 第1項及び第4条の10第1項に規定する公務上の傷病又は死亡と、 当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通 勤による傷病は退職手当条例第4条第2項、第4条の2第2項及び 第4条の10第1項に規定する通勤による傷病とみなす。</p>	

病とみなす。 2～4 (略)	2～4 (略)	
-------------------	---------	--

新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年条例第164号)新旧対照表(第9条関係)

改正後(案)	現行	備考
<p>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p>第4条(略)</p> <p>2(略)</p> <p>3(略)</p> <p>(1)新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年新潟市条例第2号)第15条(新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成28年新潟市条例第58号)第9条において準用する場合を含む。)の介護休暇の承認</p> <p>第8条</p> <p>3 任期付短時間勤務職員の俸給月額、前項の規定により決定する職務の級がその者が第3条任期付職員であるものとした場合の職務の級であるものとしたときにその職務の級に応じて別表(1)の規定により適用される俸給月額に、新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第4項(新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条において準用する場合を含む。)の規定により定められたその者の勤務時間を新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第1項(新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条において準用する場合を含む。)に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</p>	<p>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p>第4条(略)</p> <p>2(略)</p> <p>3(略)</p> <p>(1)新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年新潟市条例第2号)第15条の介護休暇の承認</p> <p>第8条</p> <p>3 任期付短時間勤務職員の俸給月額、前項の規定により決定する職務の級がその者が第3条任期付職員であるものとした場合の職務の級であるものとしたときにその職務の級に応じて別表(1)の規定により適用される俸給月額に、新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</p>	

改正後（案）	現行	備考
<p>4 <u>給与条例第13条、第14条及び第14条の4並びに新潟市教育職員給与条例（昭和34年新潟市条例第17号）第12条及び第15条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。</u> （給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 <u>給与条例第4条から第6条の2まで、第10条、第12条から第14条まで、第14条の4、第16条、第17条、第19条、第21条及び第23条並びに新潟市教育職員給与条例第4条から第7条まで、第9条、第11条、第12条、第15条、第19条、第22条及び第24条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</u></p> <p>2 特定任期付職員に対する<u>給与条例第21条の2第1項（新潟市教育職員給与条例第20条において準用する場合を含む。）及び第22条第2項（新潟市教育職員給与条例第21条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、給与条例第21条の2第1項中「前条第1項の規定により人事委員会規則で指定する職にある職員」とあるのは「前条第1項の規定により人事委員会規則で指定する職にある職員及び新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年新潟市条例第164号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とする。</u></p>	<p>4 給与条例第13条、第14条及び第14条の4の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 給与条例第4条から第6条の2まで、第10条、第12条から第14条まで、第14条の4、第16条、第17条、第19条、第21条及び第23条並びに新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例（昭和34年新潟市条例第17号。次項において「教職給与、勤務時間等条例」という。）<u>第4条から第6条まで、第10条、第12条、第12条の3中勤勉手当に関する部分及び第14条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</u></p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の2第1項 及び第22条第2項並びに教職給与、勤務時間等条例第12条の2第1項の規定の適用については、給与条例第21条の2第1項中「前条第1項の規定により人事委員会規則で指定する職にある職員」とあるのは「前条第1項の規定により人事委員会規則で指定する職にある職員及び新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年新潟市条例第164号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」と、<u>教職給与、勤務時間等条例第12条の2第1項中「及</u></p>	<p>備考</p> <p>第2項の改正は、12月議会とは別の箇所の改正であるため、第9条で改正する 12月議会の改正箇所は、 で示す</p>

改正後（案）	現行	備考
	<p><u>び中等教育学校後期課程の教頭の職にある職員」とあるのは「，中等教育学校後期課程の教頭の職にある職員及び高等学校又は中等教育学校後期課程に新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年新潟市条例第164号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と，「幼稚園の園長又は教頭の職にある職員」とあるのは「幼稚園の園長又は教頭の職にある職員及び幼稚園に同条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と，「同条第2項」とあるのは「第18条第2項」とする。</u></p>	

改正後（案）	現行	備考
<p>第9条及び第10条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「規則」とあるのは、「教育委員会規則」と読み替えるものとする。</p> <p>（休暇）</p> <p><u>第9条</u> 教育職員の休暇については、勤務時間条例第11条から第17条までの規定を準用する。この場合において、勤務時間条例第14条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、勤務時間条例第15条第3項及び第15条の2第3項中「給与条例第27条」とあるのは「新潟市教育職員給与条例（昭和34年新潟市条例第17号）第32条において準用する給与条例第27条」と、勤務時間条例第16条第2項中「市長が規則」とあるのは「教育委員会規則」と、勤務時間条例第17条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と読み替えるものとする。</p> <p>（高校割愛教育職員の勤務時間、休暇等）</p> <p><u>第10条</u> 第3条から前条までの規定にかかわらず、教育職員のうち、高等学校又は中等教育学校に勤務し、教育委員会が定める者の勤務時間、休日及び休暇については、新潟県の教育職員の例による。</p> <p>（委任）</p> <p><u>第11条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p> <p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p>	<p>第9条及び第10条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「規則」とあるのは、「教育委員会規則」と読み替えるものとする。</p> <p>（休暇）</p> <p><u>第6条</u> 教育職員の休暇については、勤務時間条例第11条から第17条までの規定を準用する。この場合において、勤務時間条例第14条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、勤務時間条例第15条第3項及び第15条の2第3項中「給与条例第27条」とあるのは「新潟市教育職員給与条例（昭和34年新潟市条例第17号）第32条において準用する給与条例第27条」と、勤務時間条例第16条第2項中「市長が規則」とあるのは「教育委員会規則」と、勤務時間条例第17条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と読み替えるものとする。</p> <p>（高校割愛教育職員の勤務時間、休暇等）</p> <p><u>第7条</u> 第3条から前条までの規定にかかわらず、教育職員のうち、高等学校又は中等教育学校に勤務し、教育委員会が定める者の勤務時間、休日及び休暇については、新潟県の教育職員の例による。</p> <p>（委任）</p> <p><u>第8条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p> <p>附 則</p>	

改正後（案）	現行	備考
<p>1 この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号。以下「整備法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成29年4月1日）から施行する。</p> <p><u>（県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う経過措置）</u></p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、次項及び附則第4項に規定するもののほか、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。ただし、特別の事情によりこの条例の相当規定によることできない場合又はこの条例の相当規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、教育委員会が別段の取扱いをすることができる。</p> <p><u>（1） 施行日前において市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第5号。以下「県条例」という。）の規定の適用を受けていた職員で、整備法第5条の規定による市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）の改正に伴い、引き続きこの条例の規定の適用を受けることとなるもの（以下「移譲教育職員」という。） 県条例</u></p> <p><u>（2） 施行日前において新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年新潟市条例第</u></p>	<p>この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成29年4月1日）から施行する。</p>	

改正後（案）	現行	備考
<p><u>75号) 第2条の規定による改正前の新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例（昭和34年新潟市条例第17号。以下「旧条例」という。）の規定の適用を受けていた職員で、引き続きこの条例の規定の適用を受けることとなったもの 旧条例</u></p> <p><u>3 移譲教育職員が、整備法第5条の規定による市町村立学校職員給与法の改正がなかったならば県条例の規定により施行日において請求することができた年次有給休暇の日数は、当該移譲教育職員に引き継がれるものとする。</u></p> <p><u>4 前項の年次有給休暇の日数の取扱いについては、県条例の例による。</u></p>		

新潟市教育職員退職手当支給条例(平成28年条例第60号)新旧対照表(第11条関係)

改正後(案)	現行	備考
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第3条 教育職員の退職手当の支給については、新潟市職員退職手当支給条例(昭和28年新潟市条例第54号。<u>以下「市退職手当条例」という。</u>)第1条に規定する一般職の職員で法第3条第2項に規定する一般職に属するものの例による。<u>この場合において、一般職に属するものの例によることができないとき又は一般職に属するものの例によることが著しく不相当であると認められるときは、教育委員会規則で定めるところによる。</u></p> <p>(高校割愛教育職員の退職手当)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、教育職員のうち、高等学校又は中等教育学校に勤務し、教育委員会が定める者(次項において「高校割愛教育職員」という。)の退職手当の額、支給方法及び支給制限等については、同項に定めるもののほか、新潟県の教育職員の例による。この場合において、職員の退職手当に関する条例(昭和37年新潟県条例第49号。<u>以下「県退職手当条例」という。</u>)第21条の規定により新潟県人事委員会が処理することとされる事項については、人事委員会が処理するものとする。</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日等)</u></p> <p>1 この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第3条 教育職員の退職手当の支給については、新潟市職員退職手当支給条例(昭和28年新潟市条例第54号)第1条に規定する一般職の職員で法第3条第2項に規定する一般職に属するものの例による。</p> <p>(高校割愛教育職員の退職手当)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、教育職員のうち、高等学校又は中等教育学校に勤務し、教育委員会が定める者(次項において「高校割愛教育職員」という。)の退職手当の額、支給方法及び支給制限等については、同項に定めるもののほか、新潟県の教育職員の例による。この場合において、職員の退職手当に関する条例(昭和37年新潟県条例第49号)第21条の規定により新潟県人事委員会が処理することとされる事項については、人事委員会が処理するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)</p>	

改正後（案）	現行	備考
<p>号。以下「整備法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成29年4月1日）から施行し、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用する。</p> <p><u>（県費負担教職員の給付負担等の移譲等に伴う経過措置）</u></p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という）の前日において市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号。以下「県給与条例」という。）の規定の適用を受けていた職員で、整備法第5条の規定による市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）の改正に伴い、引き続き新潟市教育職員給与条例（昭和34年新潟市条例第17号。以下「教育職員給与条例」という。）の規定の適用を受けることとなったものの勤続期間の計算については、<u>県退職手当条例に規定する在職期間に相当する期間を第3条の規定により一般職に属するものの例によることとされた新潟市退職手当条例に規定する在職期間に含めるものとする。</u></p> <p>3 施行日の前日において新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年新潟市条例第75号）第2条の規定による改正前の新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例（昭和34年新潟市条例第17号）第15条の2の規定の適用を受けていた教育職員（幼稚園に勤務する者に限る。）の勤続期間の計算については、<u>新潟県の教育職員の例によることとされる県退職手当条例に規定する在職期間に相当する期間を、第3条の規定により一般職に属するものの例によることとされ</u></p>	<p>附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成29年4月1日）から施行し、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用する。</p>	

改正後（案）	現行	備考
<p><u>た市退職手当条例に規定する在職期間に含めるものとする。</u></p> <p>4 <u>新潟市特定教職員の俸給表の切替え等に関する条例（平成28年新潟市条例第59号）第1条に規定する特定教職員（新潟市教育職員給与条例の適用を受ける者に限る。）（以下「特定教職員」という。）が施行日以後に退職した場合において、当該特定教職員が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したこととして県退職手当条例の規定により計算した退職手当の額（以下この項において「県退職手当額」という。）が、この条例の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、この条例の規定にかかわらず、<u>県退職手当額をもって、当該特定教職員に支給すべきこの条例の規定による退職手当の額とみなす。</u></u></p> <p>5 <u>前項の場合において、当該特定教職員が平成30年3月31日以前に退職したときは、職員の退職手当に関する条例及び新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成27年新潟県条例第5号）附則第2項から前項までの規定を適用する。</u></p> <p>6 <u>施行日の前日において県給与条例の規定の適用を受けていた教育職員で、施行日以後に任命権者の要請により、教育職員給与条例の規定の適用を受けることとなったものが施行日以後に退職する場合の退職手当の額については、附則第2項、附則第4項及び前項の規定を準用する。</u></p> <p>7 <u>特別の事情により附則第2項から前項までの規定によることができない場合又は附則第2項から前項までの規定によることが著</u></p>		

改正後（案）	現行	備考
<u>しく不適當であると認められる場合には、教育委員会が別段の取扱いをすることができる。</u>		

議案第 26 号

市立学校園の校園長の人事について

市立学校園の校園長の人事について，議決を求める。

平成 29 年 2 月 7 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

非公開での審議を予定しており，資料は関係者にのみ当日配布します。

報 告

新潟市公民館のシンボルマークについて(報告)

新潟市の公民館のシンボルマークを公募し、全国から310点の応募があり、最優秀賞1点、優秀賞3点、入賞5点が決まりました。

○ 応募作品数 310点 (審査対象作品306点, 締切後4点)

・市内80人134点, 県内10人16点, 県外96人159点, 不明1人1点

合計187人310点

○ 選考結果

※当日配布

○ 選考会 1月24日(火)13時30分～15時30分 北地区公民館ホール

○ 選定委員6人

橋本学 (新大准教授 委員長) 渡辺富美子 (大野小教頭)

小柳行弘 (晴れ日代表, デザイナー) 長谷川恵子 (白根地区公民館運営審議会副議長)

長浜裕子 (教育次長) 五十嵐政人 (中公館長)

○ 選考結果発表 2月7日(火)

○ マークの使い道

最優秀賞作品は、平成29年度事業から公民館の広報媒体等に使用します。

ポスター, チラシ, パンフレット, 名刺, フェイスブック, 缶バッチ, ピンバッチ, Tシャツ,

シール, 封筒など

国指定文化財の保存活用計画について

1 文化財の保護について

文化財の保護は「保存」と「活用」が基本であるが、両立は難しく、両者の間にある矛盾を調和的に解決し、両者が相乗効果を生み出せるようにする必要がある。そのために、文化財の現状と課題を把握し、保存・管理と整備・活用を図るために必要な事項や具体的な方法を保存活用計画にまとめ、着実に実行することが求められている。

2 保存活用計画の基本的な構造

- 文化財のこれまでの経緯や本質的価値の明確化。
- 本質的価値を次世代へと確実に伝達するための「保存管理」に関する事項。
- 適切な保存管理に関する住民の合意を形成していく上で重要な「公開活用」に関する事項。
- 保存管理及び公開活用を一体として確実に進めていく上で必要な「運営方法」や「整備事業」、それを円滑に進めるための「体制」に関する事項。

3 平成28年度に市教育委員会で策定中の保存活用計画 ※（ ）内所管課

- 名勝旧齋藤氏別邸庭園保存活用計画 (歴史文化課)
- 国史跡古津八幡山遺跡保存活用計画書 (文化財センター)
- 重要文化財旧笹川家住宅保存活用計画 (南区地域課)

4 新潟市所有の国指定文化財計画策定状況 (H29.2.7現在)

文化財名	文化財の種別	計画
旧笹川家住宅	建造物	H29.3月策定予定
古津八幡山遺跡	史跡	〃
旧齋藤氏別邸庭園	名勝	〃
鳥屋野逆ダケの藪	天然記念物	保存管理計画報告書 (H17.3月刊行)

名勝旧齋藤氏別邸庭園保存活用計画について

1 文化財の概要

新潟の豪商4代齋藤喜十郎が、大正6年から同9年に砂丘地形を利用して造った別邸の池泉回遊式庭園。作庭には東京の庭師が関わり、江戸の大名庭園に使われていた名石や石灯籠などの石造物と共に、佐渡の赤玉石等地元産の石材を多用するなど、風土色を生かした庭園。芸術上の価値及び近代日本庭園史における学術上の価値が評価され、国の名勝に指定されている。

2 計画の目的

本市の歴史文化と自然環境の全体像のなかで旧齋藤氏別邸庭園をとらえ、旧齋藤氏別邸庭園の変遷および現状を整理し、文化財としての本質的価値を明らかにするとともに、今後目指すべき庭園の将来像と保存活用の方針を示すことを目的とする。

3 計画策定の経緯

平成21年度	公有化
平成23年3月	「旧齋藤家別邸整備活用計画」を策定
平成23年度	公開活用のための耐震補強等整備工事を実施
平成24年6月	一般公開開始
平成25年3月	「旧齋藤氏別邸庭園」として国の登録記念物となる。
〃	「旧齋藤氏別邸庭園保存管理・整備基本計画」を策定
平成27年3月	国の名勝に指定される。 →現状と課題を見直すとともに、活用と建造物に関する内容を追加して再策定することが必要となる。
平成29年3月	保存活用計画を策定（予定）

4 計画の内容（目次構成）

第1章 計画策定の沿革・目的	第8章 整備
第2章 名勝旧齋藤氏別邸庭園の概要	第9章 建造物の保護
第3章 名勝旧齋藤氏別邸庭園の本質的価値	第10章 運営体制の整備
第4章 現状・課題	第11章 施策の実実施計画の策定・実施
第5章 大綱・基本方針	第12章 定期観察
第6章 保存管理	第13章 計画の改定手続について
第7章 活用	

5 旧齋藤氏別邸庭園保存活用計画検討委員会と開催経過

役割	氏名	所属
委員長	鈴木 誠	東京農業大学教授
委員	栗野 隆	東京農業大学准教授
委員	金出ミチル	長岡造形大学非常勤講師
委員	飛田 範夫	前新潟市文化財保護審議会委員
委員	藤田 若菜	福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館文化財調査員

第1回 平成28年7月2日（土） 第2回 平成28年10月8日（土）
第3回 平成28年12月17日（土）

史跡古津八幡山遺跡保存活用計画について

1 文化財の概要

標高約 50mの丘陵上にある弥生時代後期の大規模な高地性環濠集落で、西日本的な高地性環濠集落の日本海側最北域の確実な例である。

古墳時代前期末から中期初頭には、丘陵先端部に県内最大の古津八幡山古墳が造られ、越後平野の広い範囲を治めた豪族の墓と推定されている。

史跡は信濃川と阿賀野川とが近接する場所に立地し、弥生時代から古墳時代にかけての移り変わりや、北陸から東北における地域間関係など、当時の日本列島の社会情勢を考える上で核となる重要な遺跡である。

2 計画の目的

史跡古津八幡山遺跡の現状と課題を把握し、文化財としての本質的価値を明らかにするとともに、今後の保存活用の理念・方針を示す。その上で、史跡の適切な保存のために、指定時より懸案となっている未指定地の追加調査や指定範囲の検討をはじめとし、活用や整備面のさらなる充実など、史跡の保存活用に関連する方向性や具体的方法などを確認し、多くの関係者が認識を共有し、円滑に各種事業を推進できるよう、指針となる計画を定めることを目的とする。

3 計画策定の経緯

平成 17 年 7 月	国史跡に指定（平成 23 年 2 月に古墳部分が追加指定）
平成 24 年 4 月	古津八幡山遺跡歴史の広場の暫定供用開始
平成 27 年 4 月	古津八幡山遺跡歴史の広場の全面供用開始
平成 27・28 年度	保存活用計画検討委員会（第 1～5 回） →主要エリアの整備が終わり、今後、保存活用計画を策定し、その指針に沿って、史跡の適切な保存のための未指定地の追加調査や指定範囲の検討を行いながら、活用・整備などのさらなる充実を図る必要がある。
平成 29 年 3 月	保存活用計画を策定（予定）

4 計画の内容（目次構成）

第 I 章 保存活用計画策定の沿革と目的	第 VI 章 保存管理の方向性・方法
第 II 章 史跡古津八幡山遺跡の概要	第 VII 章 活用の方向性・方法
第 III 章 史跡の本質的価値	第 VIII 章 整備の方向性・方法
第 IV 章 史跡の現状と課題	第 IX 章 運営・連携体制の整備の方向性・方法
第 V 章 基本理念・基本方針	第 X 章 施策の実施計画・経過観察

5 史跡古津八幡山遺跡保存活用計画検討委員会と開催経過

	氏名	所属・職名		氏名	所属・職名
委員長	小林 達雄	國學院大學名誉教授（新潟県立歴史博物館名誉館長）	委員	小林 圭一	金津小学校校長
副委員長	橋本 博文	新潟大学人文学部教授		朱 雁	積雪地域植物研究所員
委員	石川 日出志	明治大学文学部教授		鈴木 俊成	（公財）新潟県埋蔵文化財調査事業団調査課長
	伊丹 和哉	金津小学校校長		高橋 郁子	文化財センター運営協議会委員長、新潟県民俗学会常任理事
	荏原 富士子	社会教育委員		竹之内 佳子	金津中学校校長
	川上 真紀子	文化財保存全国協議会全国委員、NHK文化センター講師	渡邊 正紀	金津地区コミュニティ振興協議会会長	

第 1 回 平成 27 年 11 月 12 日（木）、第 2 回 平成 28 年 3 月 2 日（水）、第 3 回 平成 28 年 6 月 6 日（月）
第 4 回 平成 28 年 9 月 21 日（水）、第 5 回 平成 28 年 12 月 18 日（日）

重要文化財旧笹川家住宅保存活用計画について

1 文化財の概要

笹川家は、14代300年以上にわたって続いた名家である。周囲に堀をめぐらせた広大な敷地に、天正年間（1573～1591）に建てられたと伝わる茅葺の表門（巽風門・そんぷうもん）、前庭の眺望、文政9（1826）年に再建された威厳のある表座敷、高い木組み天井の広間、土庇（どびさし）と障子欄間、立ち並ぶ土蔵群は、いずれも雄大さと雪国らしさを兼ね備え、大庄屋の格式をよく示しており、日本でも有数の規模を持つ。近世後期の庄屋住宅として重要であるとして、11棟の建造物と宅地が重要文化財に指定されている。

2 計画の目的

重要文化財旧笹川家住宅を適切に保存するとともに、隣接する郷土の偉人伝承施設（曾我・平澤記念館）と一体的に公開・活用することで、地域の歴史を学び、文化を創造する拠点とする。さらに歴史文化資源の連携を図り、地域活性化の拠点とする。

3 計画策定の経緯

昭和24年4月	重要美術品認定
昭和29年3月	重要文化財指定
昭和45年	公有化 一般公開開始
平成53年5月	重要文化財追加指定
平成27年3月	味方地区を中心とした有志による「笹川邸観光PR開発実行委員会」が、旧笹川家住宅の活用に関する提言書を南区に提出
平成29年3月	保存活用計画を策定（予定）

4 計画の内容（目次構成）

第1章	計画の概要
第2章	保存管理計画
第3章	環境保全計画
第4章	防災計画
第5章	活用計画
第6章	保護に係る諸手続き

5 旧笹川家住宅保存活用計画検討委員会と開催経過

役割	氏名	所属
会長	黒野 弘靖	新潟大学工学部准教授
会長代理	後藤 治	工学院大学教授
会長代理	山崎 誠子	日本大学短期大学部准教授
委員	石垣 雅美	公募委員
委員	堤 美幸	笹川邸観光PR開発実行委員会
委員	南雲 友美	にいがた観光カリスマ

第1回	平成27年10月27日（火）	第2回	平成28年3月1日（火）
第3回	平成28年7月4日（月）	第4回	平成29年1月24日（火）

協 議 会

(案)

市立幼稚園の今後の方向性
～果たすべき役割と再編の方針～

平成 29 年〇月
新潟市教育委員会

はじめに

近年、全国的に少子化が急速に進み、核家族化や女性の社会進出が一般的になるとともに、個人の価値観やライフスタイルが多様化してきています。このような社会状況の下、人間関係の希薄化や地域コミュニティの弱体化等が顕在化し、幼児児童生徒を巡る様々な環境の変化も指摘されています。そのような中、本市においては、平成18年に策定した「新潟市教育ビジョン」のもと、学・社・民の融合による教育を推進してきた結果、学校支援ボランティアによる園・学校への支援の増加など地域社会の教育力は向上しつつあると考えます。

生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な期間である幼児期は、生活や遊びといった体験活動を通して、人としての心情、意欲、態度を育み、基本的生活習慣を身に付ける大切な時期です。今日、改めて、幼児教育の課題として、地域社会、家庭、幼稚園等のさらなる教育力の向上を図り、環境の変化に対応して、それぞれが教育機能を発揮しつつ、総合的に幼児教育を提供する必要性が指摘されています。

本市においては、これまで、市立幼稚園が様々な観点から幼児教育の研究を推進し、市内私立幼稚園・保育園等に向けて、その成果を発信してきました。しかし、市立幼稚園の中には、定員に対する在園児数の割合を表す充足率の低下が進み、幼児教育の研究を推進するのに必要な一定数以上の園児数を確保することができていない園もあります。

このような状況において、今、市立幼稚園に求められている役割は、これまで述べた課題の他に、言語表現能力や集団とのかかわりの中で自己発揮する力の養成、小学校との円滑な接続、特別な配慮を要する幼児の早期発見・早期支援等の今日的な課題を解決するための研究を、今後より一層進めていくことです。

一方、平成27年7月に策定された「新潟市財産経営推進計画」においては、施設運営における検討課題として、幼稚園、保育園の「サービス機能」「多機能化・複合化」「施設の見直し」があがり、統廃合の検討について提起されています。

本方針は、このような市立幼稚園を取り巻く様々な課題を整理し、本市幼児教育水準の向上のために、市立幼稚園が、これからの果たすべき役割と今後の方向性を取りまとめたものです。

今後、この方針に基づき、本市幼児教育水準の向上に取り組んでまいります。

平成 29 年 ○ 月

新潟市教育委員会

目 次

第 1 章	本市の幼児教育の背景	1
1	少子化の進展	
2	社会環境の変化に伴う子ども・子育て支援ニーズについて	
3	本市の諸計画における幼児教育の位置づけ	
第 2 章	市立幼稚園の現状	7
1	市立幼稚園の歩み	
2	市立幼稚園の状況	
3	全幼児数に対する市立幼稚園の就園割合	
4	市立幼稚園における園児数と定員に対する充足率の推移	
5	市立幼稚園の運営経費等の状況	
第 3 章	市立幼稚園の役割と再編の必要性	15
1	これまでの市立幼稚園の役割と今後の課題	
2	これからの市立幼稚園の役割と再編の必要性	
第 4 章	市立幼稚園の再編の方針	19
1	再編の方針	
2	再編の観点	
3	対象施設の状況	
4	再編の進め方	

第1章 本市の幼児教育の背景

1 少子化の進展

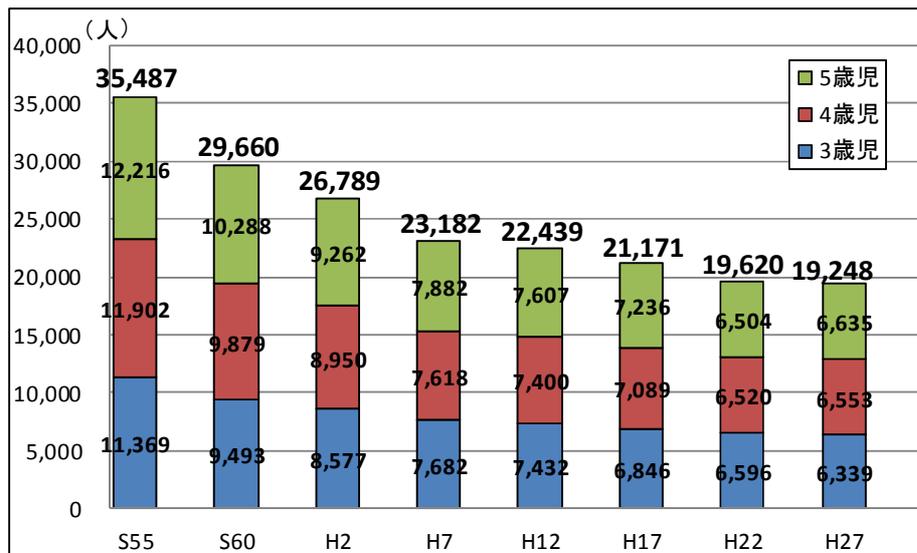
(1) 本市の幼児（3～5歳児）の人口推移

国勢調査の結果が確認できる昭和55年から平成22年において、本市の幼児数は減少を続けている。昭和55年と平成22年とを比較すると、44.7%、15,867人減少している。

本市の3～5歳児の人口推移

	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
3歳児	11,369	9,493	8,577	7,682	7,432	6,846	6,596	6,270
4歳児	11,902	9,879	8,950	7,618	7,400	7,089	6,520	6,497
5歳児	12,216	10,288	9,262	7,882	7,607	7,236	6,504	6,481
計	35,487	29,660	26,789	23,182	22,439	21,171	19,620	19,248

S55～H27: 国勢調査年齢別人口(各年10月1日時点)

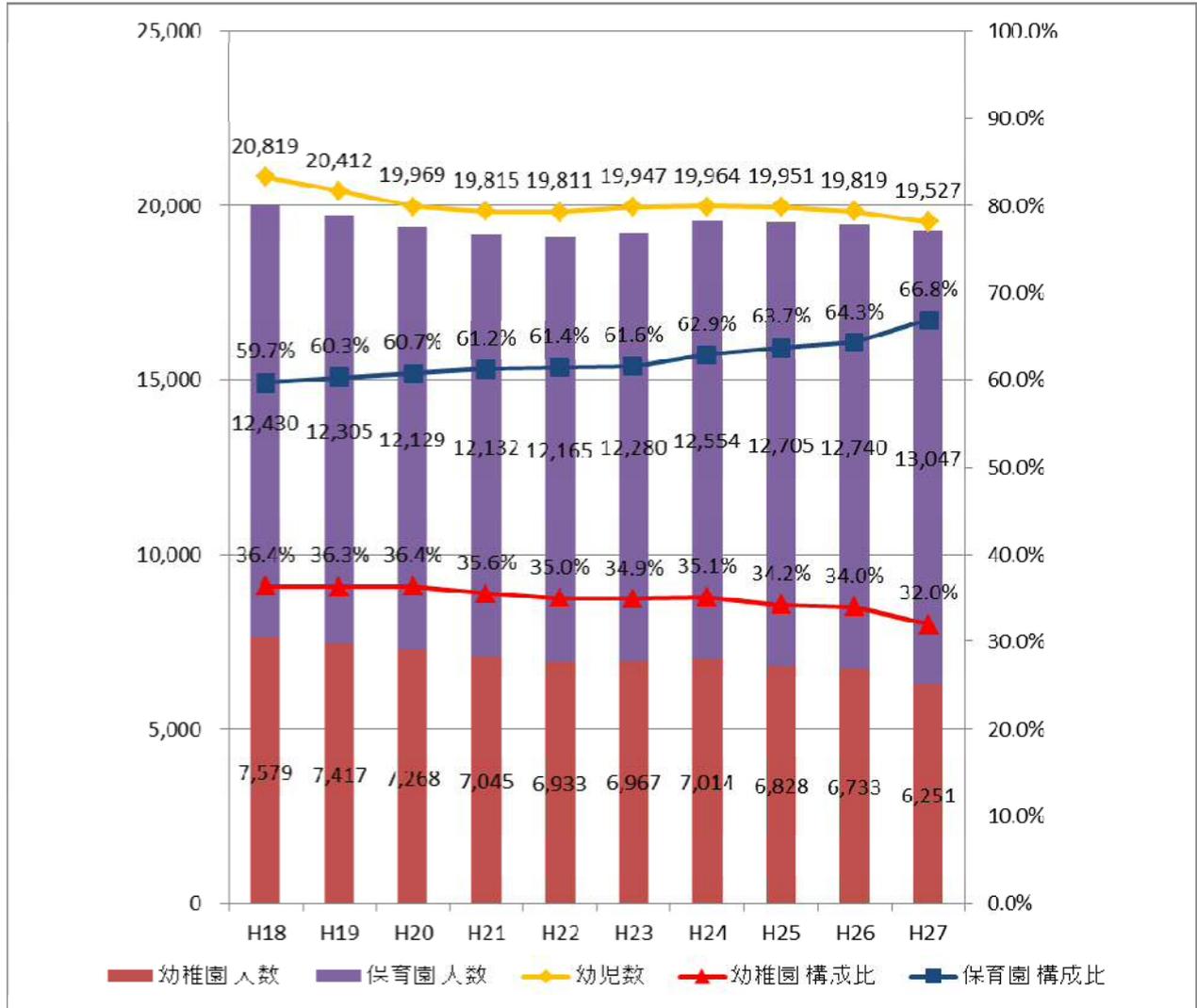


(2) 本市の幼児（3～5歳）の就園状況

平成27年は、本市における3～5歳児のうち、幼稚園に就園している幼児は、全体の32.0%にあたる6,251人、保育園に入園している幼児は66.8%で13,047人となっている。

広域合併後の平成18年度以降、本市全体の幼児数が少しずつ減少するのに伴い、幼稚園では、人数・構成比ともに減少している。一方、保育園の、人数については平成22年度を境に増加に転じ、構成比については、この10年間、増加し続けている。これは、女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、幼稚園よりも保育時間の長い保育園を利用する傾向があるためと推測できる。

本市の3～5歳児の就園状況の推移



区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
幼児数	20,819	20,412	19,969	19,815	19,811	19,947	19,964	19,951	19,819	19,527
幼稚園	人数	7,579	7,417	7,268	7,045	6,933	6,967	7,014	6,828	6,251
	構成比	36.4%	36.3%	36.4%	35.6%	35.0%	34.9%	35.1%	34.2%	34.0%
保育園	人数	12,430	12,305	12,129	12,132	12,165	12,280	12,554	12,705	12,740
	構成比	59.7%	60.3%	60.7%	61.2%	61.4%	61.6%	62.9%	63.7%	64.3%

※ 幼稚園は、各年5月1日時点、保育園は、各年4月1日時点の人数。

※ 幼児数は、各年9月30日時点の住基人口

※ 平成27年度の幼稚園人数には、私立認定こども園の1号認定の園児数を含む。

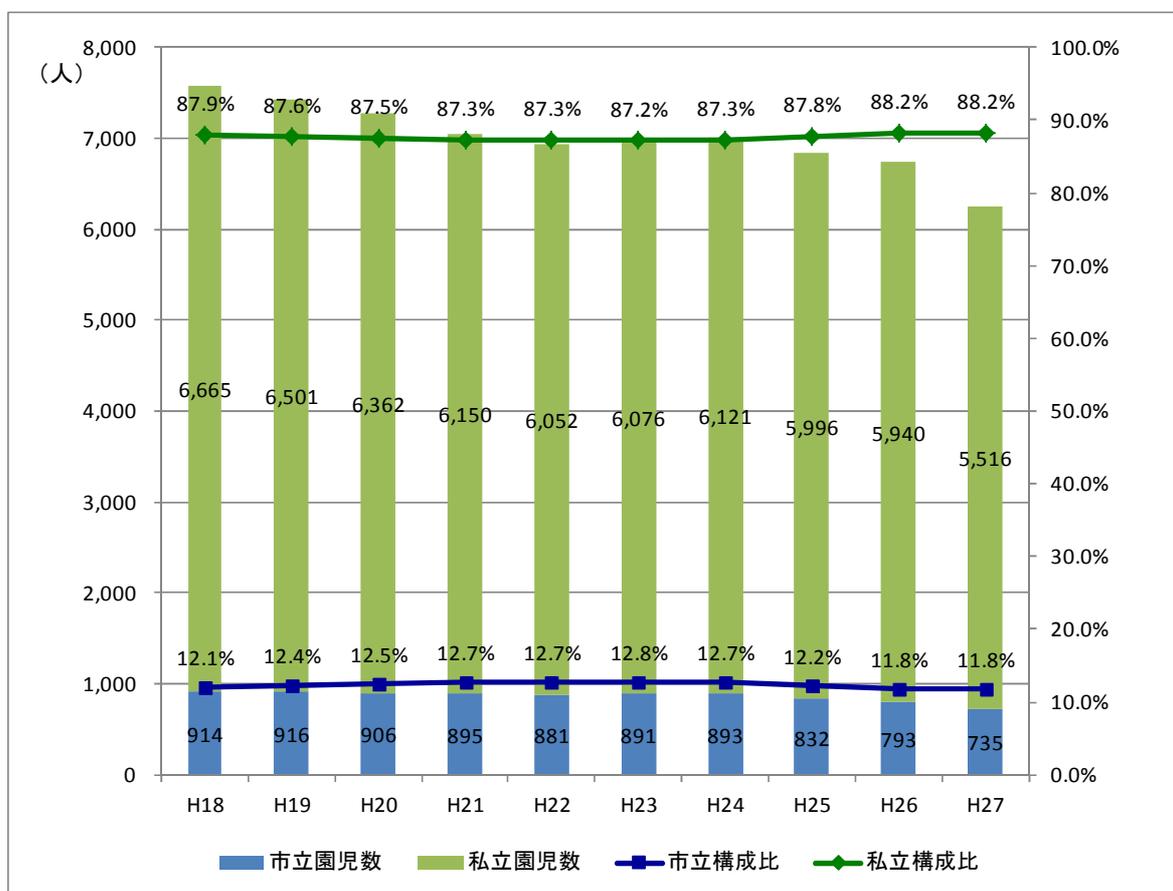
2 社会環境の変化に伴う子ども・子育て支援ニーズについて

(1) 本市の幼稚園児数の推移

本市の市立・私立（県立を含む）を合わせた園児数は、平成 22 年度に 7,000 人を割り込み、平成 24 年度には、一時的に回復したものの、その後また減少に転じ、平成 27 年度は、6,251 人となっている。

全幼稚園にしめる私立幼稚園の構成比は 88%前後、市立幼稚園の構成比 12%前後で推移している。

幼稚園児数と公私の構成比の推移



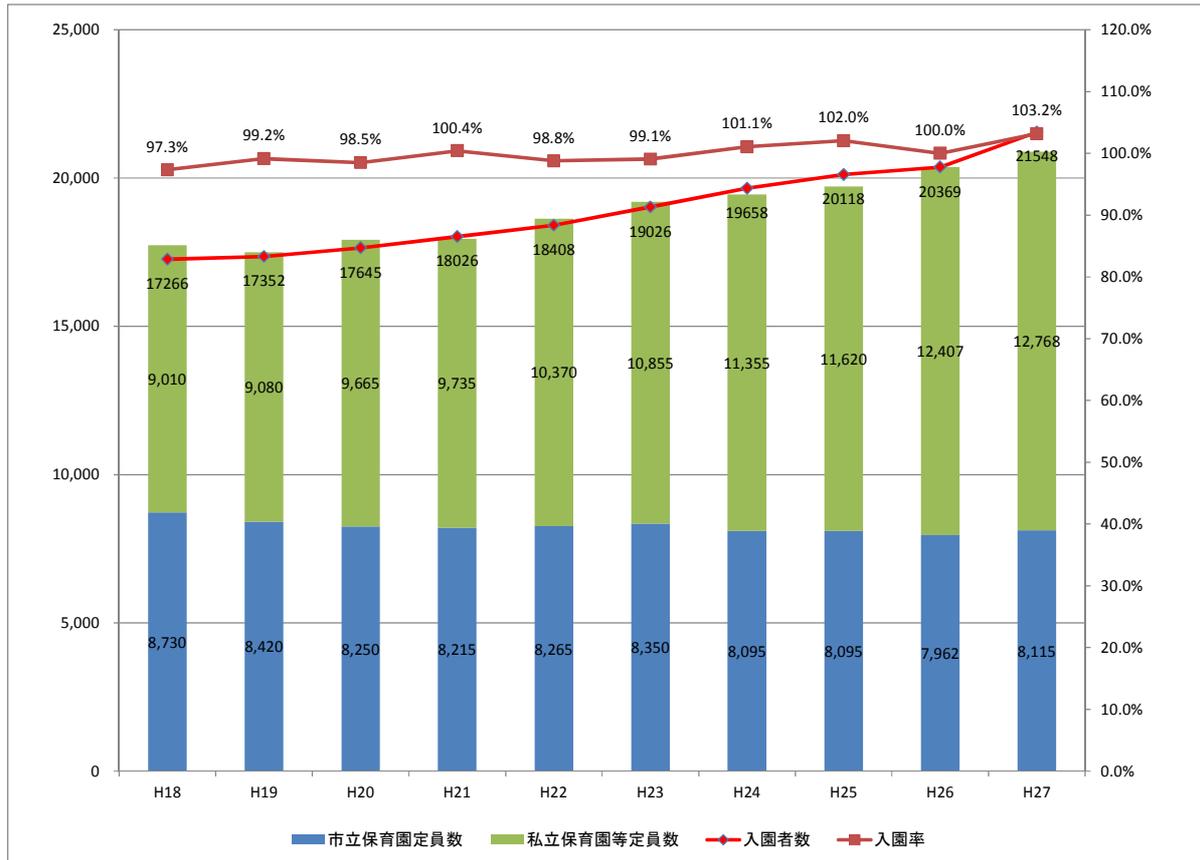
区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
市立	園児数	914	916	906	895	881	891	893	832	793	735
	構成比	12.1%	12.4%	12.5%	12.7%	12.7%	12.8%	12.7%	12.2%	11.8%	11.8%
私立	園児数	6,665	6,501	6,362	6,150	6,052	6,076	6,121	5,996	5,940	5,516
	構成比	87.9%	87.6%	87.5%	87.3%	87.3%	87.2%	87.3%	87.8%	88.2%	88.2%
園児数計	7,579	7,417	7,268	7,045	6,933	6,967	7,014	6,828	6,733	6,251	

※ 平成 27 年度の私立幼稚園の園児数には、県立幼稚園及び私立認定こども園の 1 号認定の園児数を含む。

(2) 本市の保育園等の入園状況

本市の公私立の保育園，認定こども園等に入園する幼児数は，広域合併後の平成18年度以降，年々増加している。少子化が進む中，共働き家庭の増加や核家族化の進展により，保育ニーズが高まり，今後も，入園者数は増加すると推測できる。

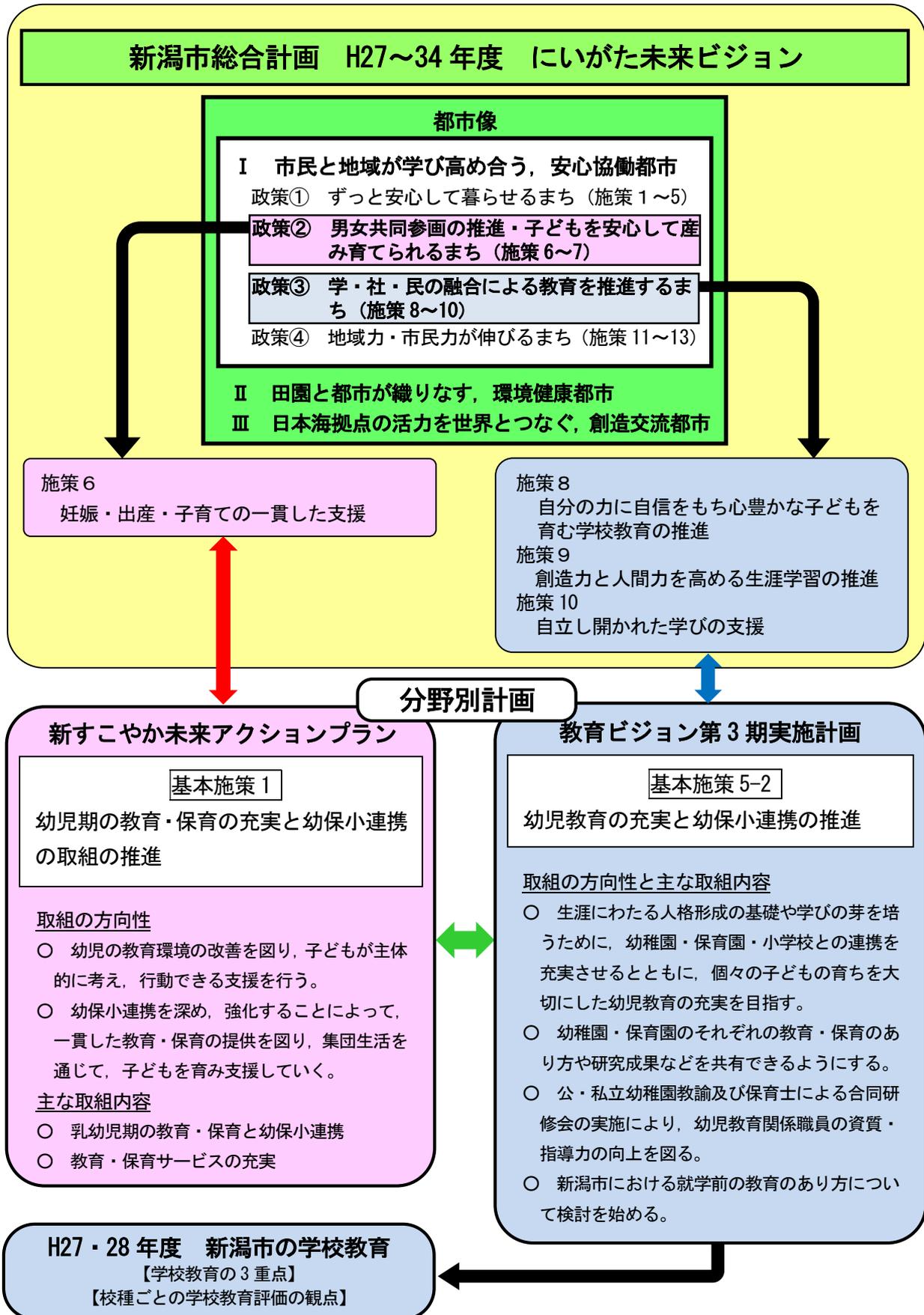
本市の保育園・認定こども園等の入園状況



区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
入園者数	17,266	17,352	17,645	18,026	18,408	19,026	19,658	20,118	20,369	21,548
入園率	97.3%	99.2%	98.5%	100.4%	98.8%	99.1%	101.1%	102.0%	100.0%	103.2%
市立保育園定員数	8,730	8,420	8,250	8,215	8,265	8,350	8,095	8,095	7,962	8,115
私立保育園等定員数	9,010	9,080	9,665	9,735	10,370	10,855	11,355	11,620	12,407	12,768
私立保育園等定員数	9,010	9,080	9,665	9,735	10,370	10,855	11,355	11,620	12,407	11,910
幼保連携型認定こども園定員数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	796
幼稚園型認定こども園定員数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
小規模保育事業定員数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47
定員数の合計	17,740	17,500	17,915	17,950	18,635	19,205	19,450	19,715	20,369	20,883

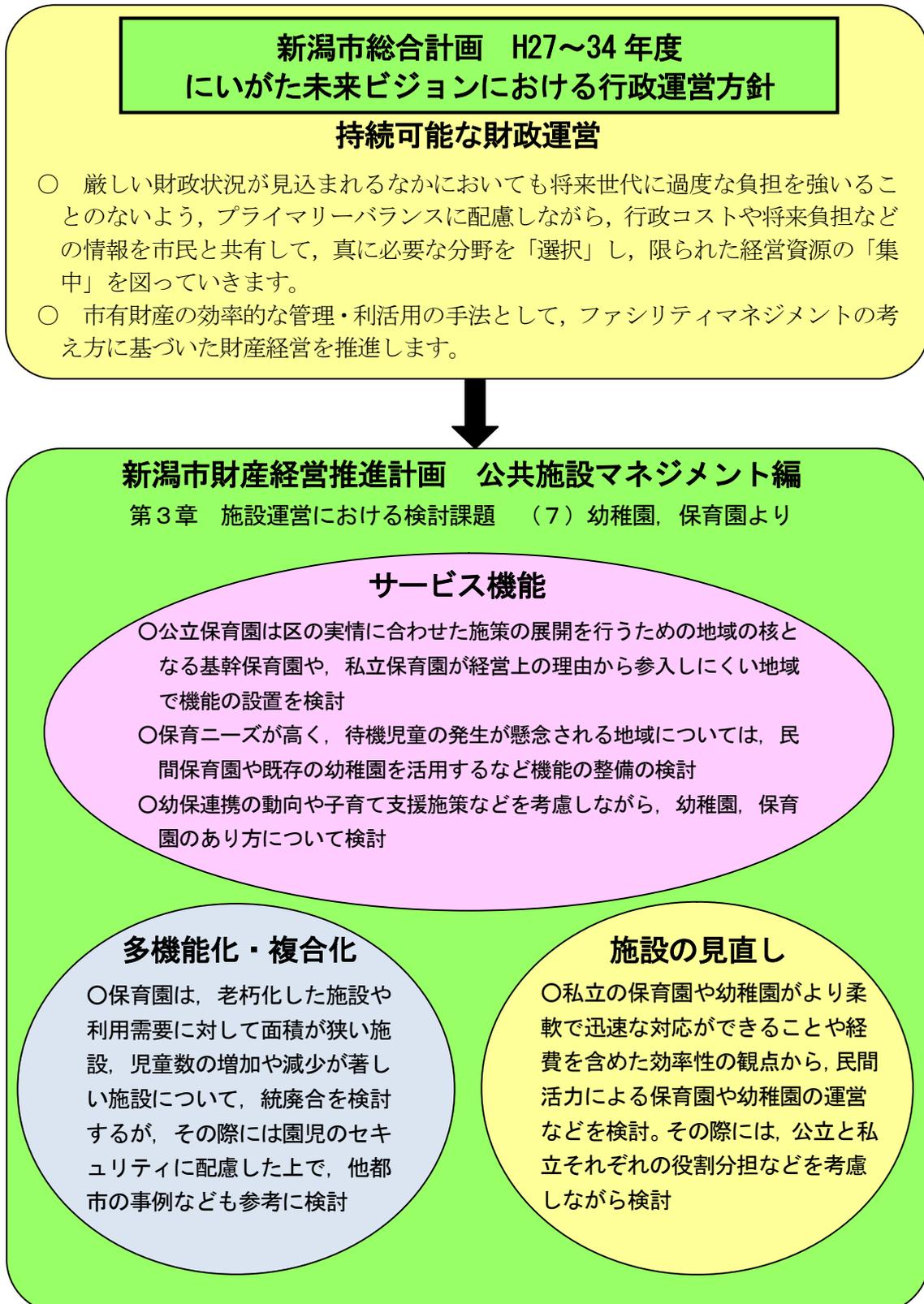
3 本市の諸計画における幼児教育の位置づけ

(1) 「にいがた未来ビジョン」と分野別計画との関連



※ 2つの分野別計画（H27～H31年度）における具体的な取組及び「H27・28年度 新潟市の学校教育」の内容は、資料編を参照。

(2) 「にいがた未来ビジョン」と財産経営推進計画との関連



第2章 市立幼稚園の現状

1 市立幼稚園の歩み

明治26年に県内唯一の幼児教育施設として設立された新潟師範学校附属幼稚園が長岡市に移転し、そのあとを受け継ぐ形で、明治35年に新潟市立女子高等小学校附属幼稚園が開園した。

明治36年、園名を新潟幼稚園と改称し、幼児教育の充実発展を意図した独立幼稚園としての経営に着手した。その後、幼児教育に対する関心が年々高まり、新潟幼稚園だけでは収容しきれなくなったため、明治40年に新潟市立鏡淵幼稚園を新たに開設し、これと同時に新潟幼稚園の名称を西堀幼稚園と改めた。

明治41年9月の新潟大火の際、鏡淵幼稚園舎が焼失したことにより、鏡淵・西堀両幼稚園が同じ園舎を併用してそれぞれ存続してきたが、鏡淵幼稚園は昭和16年に閉園し、西堀幼稚園は、太平洋戦争の末期の昭和19年には一時閉鎖となった。昭和22年、戦後の地域社会の要望にこたえて、新潟市立社会館保育部として再出発し、同31年、社会館から独立して新潟市立西堀保育園となり、同41年に園名を新潟市立八千代保育園と改称し、今日に至っている。

一方、大正期には、県内各地に私立幼稚園が設立され幼稚園の普及が進む中、大正14年に第1回県下幼稚園大会が新潟市立鏡淵幼稚園で開催され、各幼稚園が連携して研修を行う仕組がスタートする。また、新潟市立沼垂幼稚園（大正12年設立）で「幼稚園教育講習会」が開催され、「幼児教育における年間指導計画の作成」を県下に先駆けて提案するなど、新潟市立幼稚園が幼稚園教育の充実・発展において中心的な役割を担ってきた。

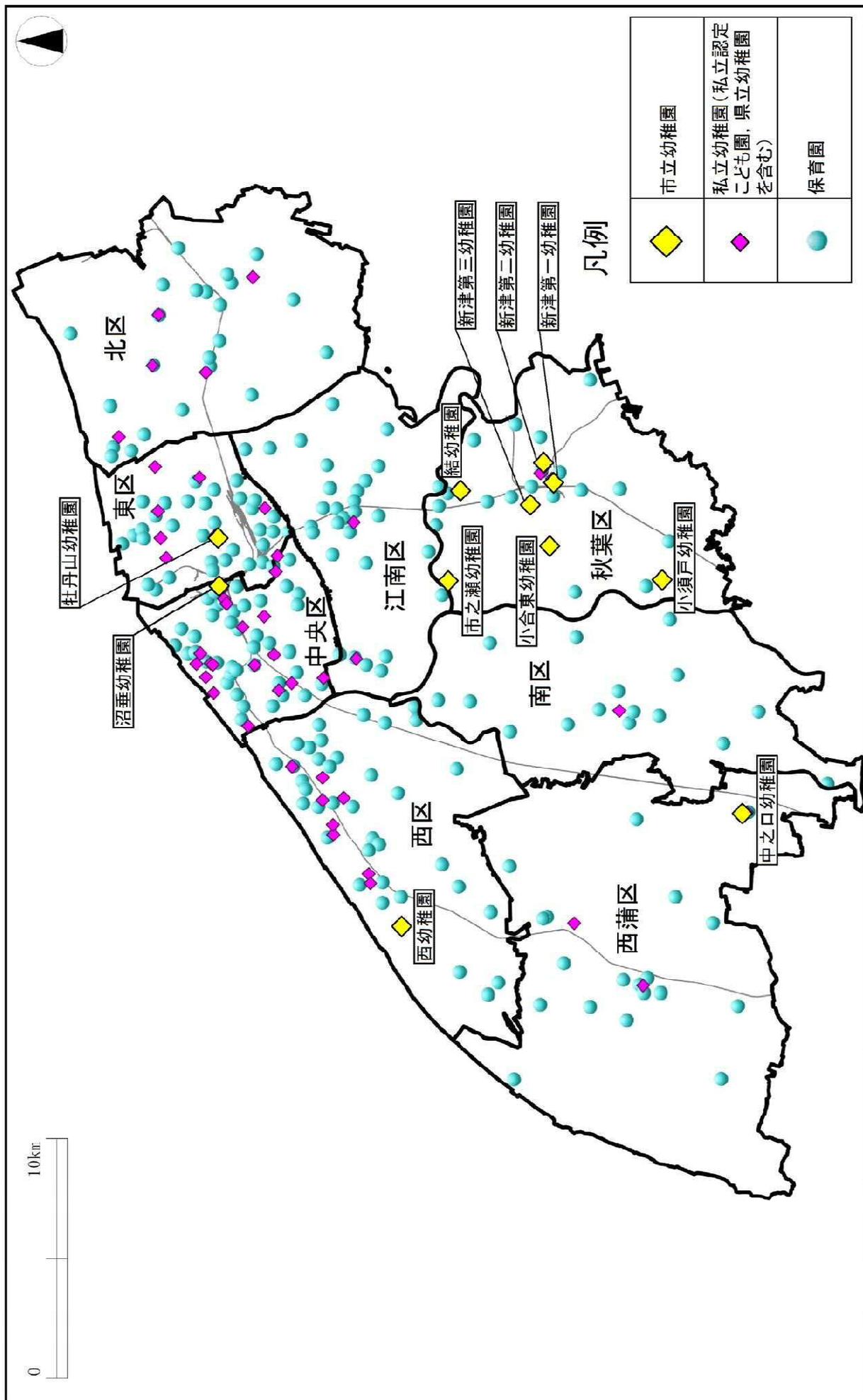
昭和期に入り、牡丹山幼稚園、西幼稚園が設立され、新潟市立幼稚園は沼垂幼稚園と合わせて3園となる。その後、平成期の市町村合併により、現在の11園体制に至る。（現在の11園の沿革については、資料編参照）

2 市立幼稚園の状況

(1) 市立幼稚園の配置

次ページの位置図では、市立幼稚園を◆で表しており、北区、江南区、南区を除く5区に、1園以上の市立幼稚園がある。とりわけ、秋葉区には、7園が配置されており、市立幼稚園全園の半数以上をしめている。また、私立幼稚園・私立認定こども園・県立幼稚園1園を◆で表しており、行政区8区すべてに私立幼稚園または私立認定こども園はあるが、特に中央区には多い。さらに、市立・私立の保育園を●で表しており、市内全体に多くの保育園が配置されている。

幼稚園・認定こども園・保育園位置図



(2) 中之口幼稚園の現状

中之口幼稚園については、広域合併前から、3歳児までは併設のなかのくち保育園に就園し、4歳児になると同幼稚園に就園するという変則的な保育の形をとっていた。しかし、近年、保護者の就労状況の変化により、なかのくち保育園で保育を受けていた園児に対して、中之口幼稚園の預かり保育の制度だけでは、保護者の保育ニーズに十分応えることが困難になってきた。

そこで、保護者の強い要望を受け、平成28年6月より、地域のコミュニティ協議会の代表や幼稚園・保育園の保護者代表で、中之口幼稚園のあり方を検討し協議を重ねた結果、中之口幼稚園は平成30年度から保育所型認定こども園へ移行することとなった。

なお、現時点で、市立幼稚園の認定こども園化は、中之口幼稚園以外の市立幼稚園では、私立幼稚園の受け入れが可能であることや類似施設があることから原則として実施しない予定である。

【参考：市立幼稚園一覧表】

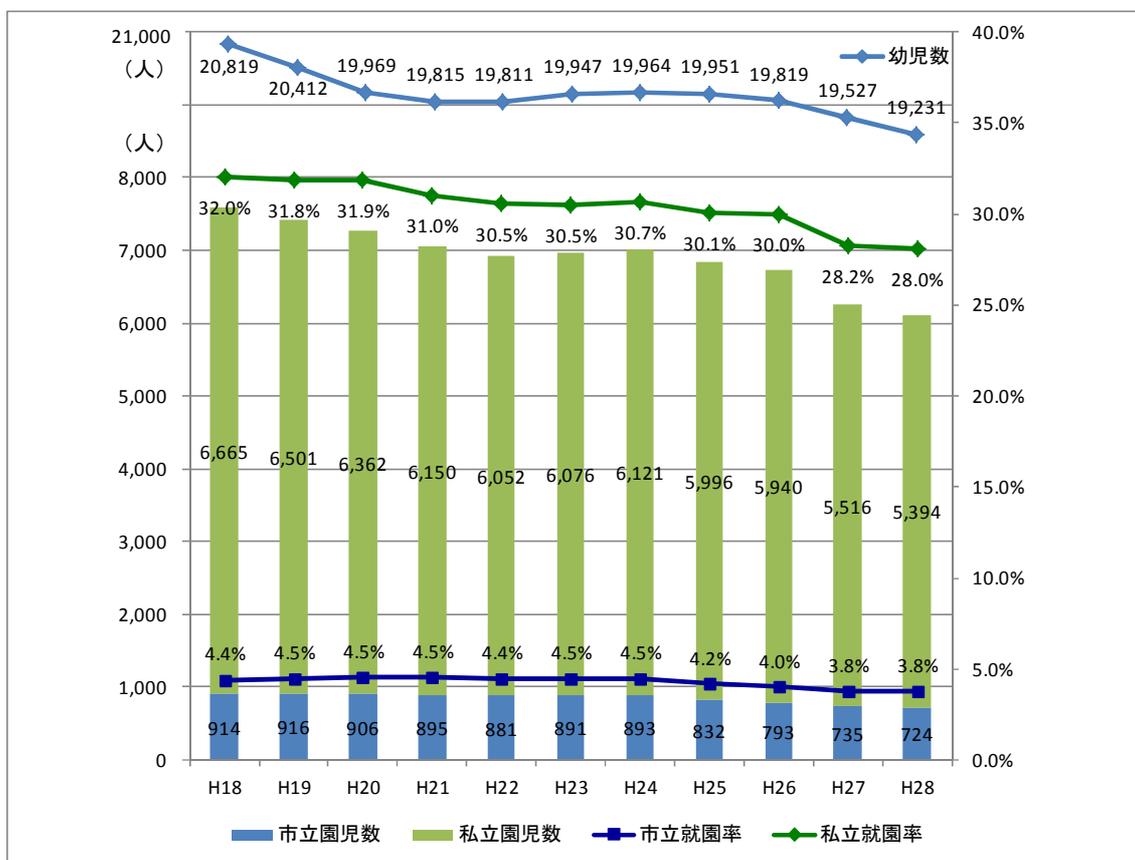
No.	区	園名	開園年月	所在地	小学校区 中学校区	募集定員(名)			
						3歳児	4歳児	5歳児	合計
1	中央区	沼垂	大正4年10月	鏡が岡5-5	沼垂小 東新潟中	45	60	60	165
2	東区	牡丹山	昭和46年4月	牡丹山6-15-2	牡丹山小 木戸中	30	30	30	90
3	西区	西	昭和51年4月	内野上新町11791-2	西内野小 内野中	30	30	30	90
4	秋葉区	新津第一	昭和26年4月	新津本町4-4-3	新津第一小 新津第一中	30	30	30	90
5		新津第二	昭和26年4月	新町2-3-3	新津第二小 新津第五中	15	30	30	75
6		新津第三	昭和52年4月	山谷町3-4785	新津第三小 新津第一中	30	30	30	90
7		結	昭和26年7月	結160-3	結小 新津第二中	40	60	60	160
8		市之瀬	昭和27年5月	市之瀬349-2	荻川小 新津第二中	15	30	30	75
9		小合東	昭和34年4月	栗宮41-4	小合東小 小合中	15	30	30	75
10		小須戸	昭和47年4月	横川浜527-1	小須戸小 小須戸中	15	30	30	75
11	西蒲区	中之口	昭和37年4月	三ツ門57-1	中之口西小 中之口中		60	60	120

3 全幼児数に対する市立幼稚園の就園割合

本市における3～5歳児のうち、平成18年では、幼稚園に就園している幼児は、7,579人だったが、平成28年では、6,118人となり、幼稚園に就園している幼児数は減少傾向である。

広域合併後の平成18年度以降、本市全体の幼児数が少しずつ減少する中、私立幼稚園の全幼児数に対する就園率は30%前後、市立幼稚園の全幼児数に対する就園率は4.5%前後で推移してきたが、私立・市立の両園とも、平成26年以降は減少傾向にある。

全幼児数に対する市立幼稚園の就園割合



区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
幼児数 計	20,819	20,412	19,969	19,815	19,811	19,947	19,964	19,951	19,819	19,527	19,231	
市立	園児数	914	916	906	895	881	891	893	832	793	735	724
	就園率	4.4%	4.5%	4.5%	4.5%	4.4%	4.5%	4.5%	4.2%	4.0%	3.8%	3.8%
私立	園児数	6,665	6,501	6,362	6,150	6,052	6,076	6,121	5,996	5,940	5,516	5,394
	就園率	32.0%	31.8%	31.9%	31.0%	30.5%	30.5%	30.7%	30.1%	30.0%	28.2%	28.0%
園児数 計	7,579	7,417	7,268	7,045	6,933	6,967	7,014	6,828	6,733	6,251	6,118	

※ 平成27・28年度の私立幼稚園の園児数には、県立幼稚園及び私立認定こども園の1号認定の園児数を含む。

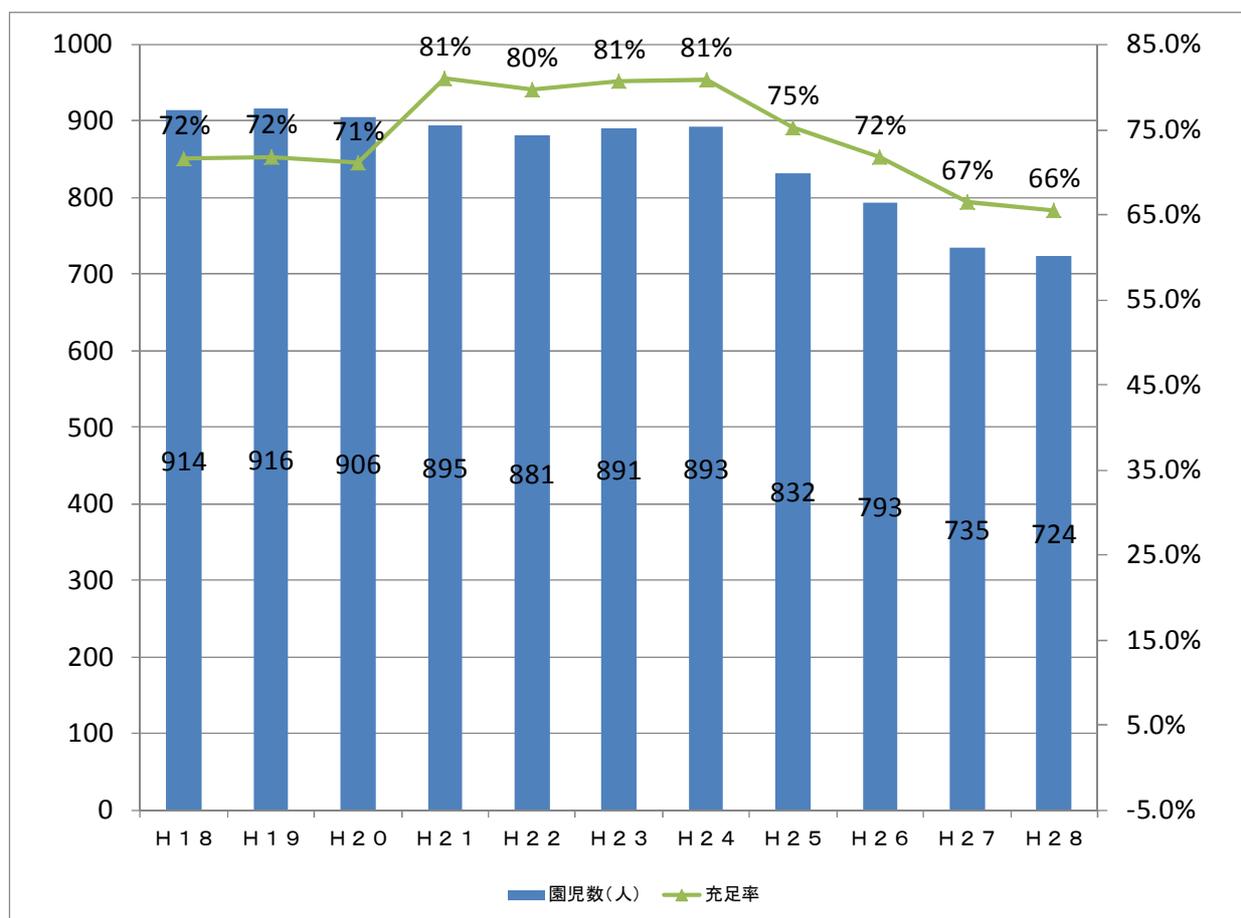
4 市立幼稚園における園児数と定員に対する充足率の推移

市立幼稚園 11 園全体の園児数は、平成 19 年をピークに減少傾向になっている。定員数の見直しにより、平成 21 年度から 1,105 名に減員したが、それ以降も充足率は年々下降している。

学級規模について、文部科学省の幼稚園設置基準は 1 学級 35 人以下である。また、公益社団法人全国幼児教育研究協会の研究では、教育効果が高まる適正な学級規模として、1 学級の園児数を、4・5 歳児 20 人～30 人、3 歳児 20 人以下としている。充足率の低下により、市立幼稚園の中には、これらの学級規模を満たしていない園もある。

※ 充足率＝園児数÷定員×100

市立幼稚園の定員に対する充足率の推移



	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
園児数(人)	914	916	906	895	881	891	893	832	793	735	724
定員(人)	1,275	1,275	1,275	1,105	1,105	1,105	1,105	1,105	1,105	1,105	1,105
充足率	71.7%	71.8%	71.1%	81.0%	79.7%	80.6%	80.8%	75.3%	71.8%	66.5%	65.5%
園数(園)	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11

5 市立幼稚園の運営経費等の状況

(1) 市立幼稚園の歳入・歳出状況

市立幼稚園 11 園の年間運営経費（施設整備費を除く）は、平成 26 年度決算額で約 5 億 8 千万円（平成 27 年度決算額は約 5 億 8 千万円。以下（ ）内は平成 27 年度決算の数値）である。

歳入のうち、授業料等の収入は約 8.6%（約 6.5%）であり、公費で負担している割合は約 90.9%（約 93.5%）である。

歳出では、約 73.9%（約 74.3%）が人件費で、光熱水費等の管理経費が約 20.3%（約 19.8%）となっている。

市立幼稚園の歳入・歳出状況（平成 26 年度決算額）

（単位：千円）

歳入			歳出			
財源内訳	金額	構成比	支出項目	金額	構成比	備考
授業料等	50,239	8.6%	人件費	431,716	73.9%	職員賃金, 退職金等
国庫補助金	2,860	0.5%	幼稚園管理費	118,943	20.3%	光熱水費, 消耗品費等
小 計	53,099	9.1%	教育振興費	943	0.2%	報償費等
公費(一般財源)	531,445	90.9%	保健給食費	32,942	5.6%	健康診断, 給食運営費等
合 計	584,544		合 計	584,544		

※施設整備に関する経費を除く。

市立幼稚園の歳入・歳出状況（平成 27 年度決算額）

（単位：千円）

歳入			歳出			
財源内訳	金額	構成比	支出項目	金額	構成比	備考
授業料	37,635	6.5%	人件費	432,960	74.3%	職員賃金, 退職金等
小 計	37,635	6.5%	幼稚園管理費	115,681	19.8%	光熱水費, 消耗品費等
公費(一般財源)	545,372	93.5%	教育振興費	761	0.1%	報償費等
			保健給食費	33,605	5.8%	健康診断, 給食運営費等
合 計	583,007		合 計	583,007		

※施設整備に関する経費を除く。

(2) 本市財政負担額の他政令市との比較

平成 26 年度における園児 1 人あたりの市の財政負担額（年額）を他の政令市と比較すると、本市では約 67 万円、市立幼稚園を有する 16 政令市のうち 7 番目に多い。

市財政負担額の他政令市との比較

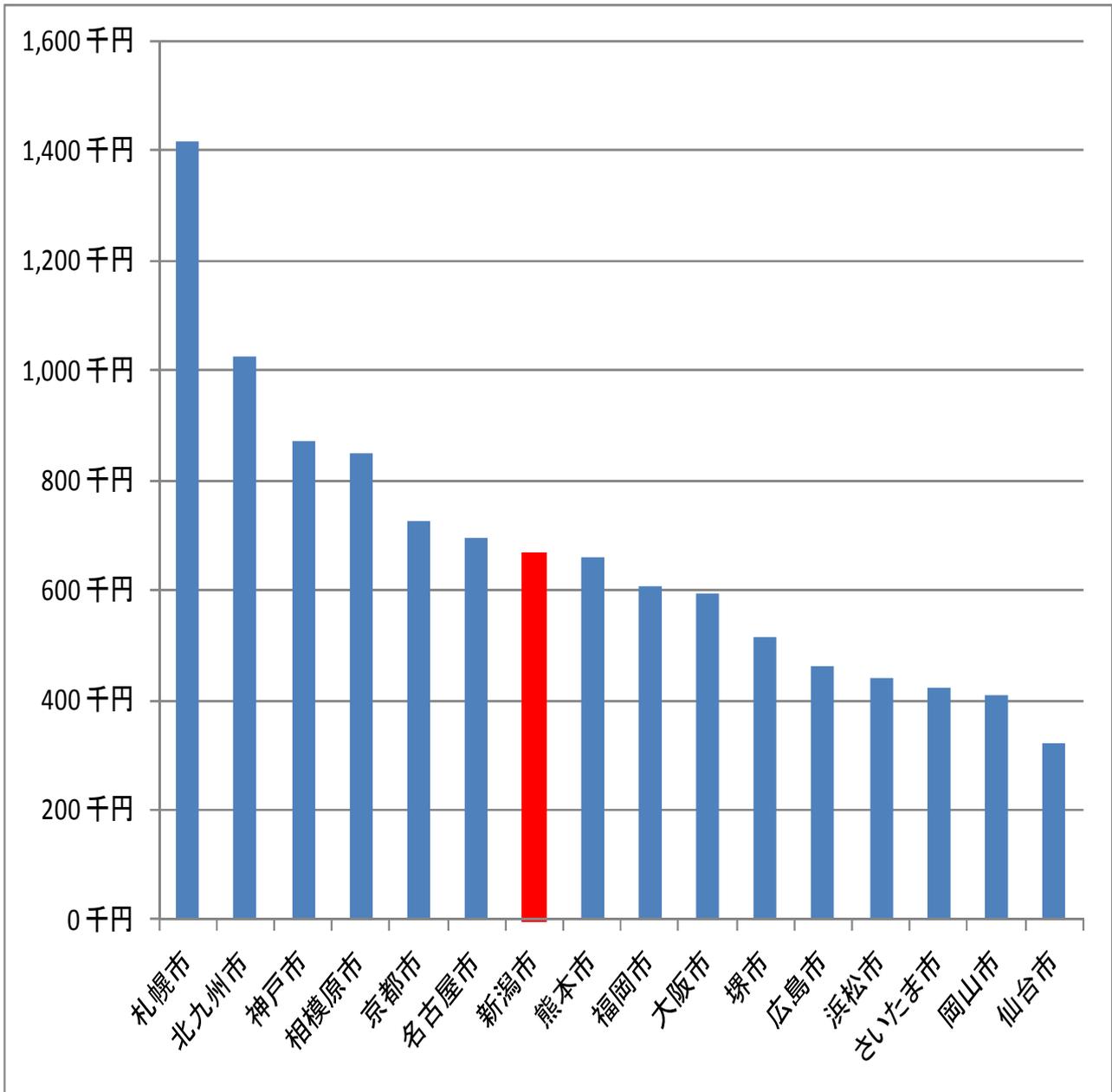
項目	札幌市	仙台市	さいたま市	相模原市
市負担額(一般財源) ①	1,123,136 千円	11,794 千円	35,519 千円	132,355 千円
園児数 ②	793 人	37 人	84 人	156 人
1人あたりの市負担額(①÷②)	1,416 千円	319 千円	422 千円	848 千円

項目	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市
市負担額(一般財源) ①	1,897,551 千円	1,533,906 千円	733,326 千円	2,881,031 千円
園児数 ②	4,332 人	2,207 人	1,008 人	4,856 人
1人あたりの市負担額(①÷②)	438 千円	695 千円	728 千円	593 千円

項目	堺市	神戸市	岡山市	広島市
市負担額(一般財源) ①	550,402 千円	2,301,629 千円	1,842,893 千円	624,960 千円
園児数 ②	1,069 人	2,649 人	4,527 人	1,347 人
1人あたりの市負担額(①÷②)	515 千円	869 千円	407 千円	464 千円

項目	北九州市	福岡市	熊本市	新潟市
市負担額(一般財源) ①	339,774 千円	252,428 千円	400,393 千円	531,445 千円
園児数 ②	331 人	415 人	606 人	793 人
1人あたりの市負担額(①÷②)	1,027 千円	608 千円	661 千円	670 千円

※政令市のうち市立幼稚園を有しない 4 市（千葉市・川崎市・横浜市・静岡市）



1 これまでの市立幼稚園の役割と今後の課題

本市の市立幼稚園においては、「小学校と隣接している幼稚園が多く、行事や研究会等を通して、職員の連携や園児と児童との交流が組織的・計画的に行いやすい環境にある」「小学校との人事交流により、小学校での勤務経験のある幼稚園教諭が配置されている」という市立ならではの長を生かして、次のような役割を果たしてきた。

- ・ 幼保小連携のモデルとして、保育を公開したり小学校や近隣の保育園と情報交換をしたりして、幼保小連携の研究・実践を推進
- ・ 幼小の接続カリキュラムの編成・実践
- ・ 本市全体の幼児教育の向上に寄与するために、園内研修における保育を近隣の保育園や私立幼稚園に公開
- ・ 特別な配慮を要する幼児の受け入れを行いながら、障がいの有無にかかわらず、幼児が共に生活することで互いに成長し合える指導のあり方について、関係機関と連携して研究実践を推進
- ・ 身近な場所で気軽に相談できる場としての子育て相談会や子育て支援の実施と未就園児の会を開いての幼児教育に関する保護者への啓発

とりわけ、研究・実践については、すべての市立幼稚園において、「目指す幼児の姿」を具体的に設定して、その具現化に向けての取組を進めるとともに、11園による新潟市幼稚園教育研究協議会においては、共通のテーマを設定し、研究の成果と課題について共有し、質の高い幼児教育の研究・実践や研修に組織的・計画的に取り組んでいる。また、幼稚園と小学校との円滑な接続に関する取組をすべての市立幼稚園（11園）で実施している。

このように、市立幼稚園が本市の幼児教育において大切な役割を担ってきた一方、社会環境や幼児を取り巻く教育環境の変化に伴って、新たな課題として、次の4点が浮かび上がってきた。

① 環境の変化に対応した幼児教育の提供

幼児を取り巻く様々な環境の変化、家庭・地域社会の教育力の低下が指摘されている。このことに対応するため、家庭・地域社会・他の幼児教育施設との連携を一層図りながら、幼児教育を提供することが必要である。

② 言語表現能力や集団とのかかわりの中で自己発揮する力の育成

様々な経験を通して、言語表現能力や集団とのかかわりの中で自己発揮する力の育成の必要性が指摘されている。幼児期は、身体表現から主に言語表現による伝え合いへと変化していく時期にあたることから、話すこと、聞くことを中心に友達と伝え合うことや、みんなで話し合うことの楽しさや、聞こうとする意欲や態度を育てる指導の充実を図ることが必要である。

③ 小学校教育との連携の推進

発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児期における教育と小学校教育との円滑な接続を図り、よりよい教育課程を編成していく必要がある。

④ 特別な配慮を要する幼児に対応するための取組

特別な配慮を要する幼児に対する早期支援の充実を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、幼児が共に生活し、協同する経験を積み重ねる中で、共に学び育つ指導のあり方について、各教育関係機関が連携して取り組む必要がある。

2 これからの市立幼稚園の役割と再編の必要性

市立幼稚園は、これまで担ってきた質の高い幼児教育の研究・実践を継続することが大切である。その上で今後は、前項で示した本市の幼児教育がかかえている課題を解決していくとともに、時代が要請する新たな課題にも対応していくため、市立幼稚園には、次の(1)～(3)の取組を通じて、私立幼稚園、私立認定こども園、市立保育園、私立保育園等をリードしていく役割が求められている。

(1) 幼児教育研究の推進

市立幼稚園は、各園が相互に連携しながら、本市の幼児教育のさらなる質的向上のために、文部科学省の示す幼稚園教育要領に基づいた確かな教育を実践し、人材育成のための研修機会の提供、幼児教育施設への助言・情報提供を行うなど、幼児教育のセンター的役割を担うために次のような取組を推進していく。

- ・ 幼稚園教育要領の改訂時など、新しい課題に対応した先進的幼児教育の実践
- ・ 集団生活を通して幼児がかかわりを深めることのできる適正規模の園児数を確保し、協同性をはぐくむ援助のあり方や地域社会と連携した教育活動のあり方等についての取組を推進し、その成果を研究発表会、各種研修会等を通じて積極的に発信
- ・ 特別な配慮を要する幼児への積極的な対応など、個に応じた援助のあり方等についての研究を推進
- ・ 幼児教育の内容、指導方法等に関する調査研究や実践研究をまとめたものを研究冊子として発信するとともに、インターネット環境を利用した動画配信等で他の幼児教育施設にその成果を広く発信・普及
- ・ 幼児教育の専門的な知見、子育て支援や公開保育等の豊富な実務経験を有し、他の幼児教育施設において指導できる人材を育成するための研修機会の提供や相談業務
- ・ 幼児教育施設に対して、公衆衛生や危機管理、児童管理等についての助言・情報提供
- ・ 保護者や一般市民に向けて、幼児教育の重要性を啓発する機会の提供

(2) 幼保小連携の推進

市立幼稚園は、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るための「新潟市共通接続カリキュラム」を編成・実践するモデル園として、その成果を、公開保育や情報交換会等を通じて、私立幼稚園、私立認定こども園、公立保育園、私立保育園等に啓発普及していく。

(3) 幼児教育の機会均等を保つための補完機能

幼稚園需要が高いにも関わらず、私立幼稚園が十分に足りていない地域においては、市立幼稚園がその受け皿となる。現在の市立幼稚園の周辺の幼児教育に対するニーズをとらえるとともに、需要と供給のバランスがとれているかを精査する。

このような市立幼稚園に期待される今後の役割を踏まえた上で、本市の厳しい財政状況の中、将来世代に過度な負担を強いることのないよう、市立幼稚園の再編について検討すべき時期にきている。ただし、第2章第2項(2)で示したように、現在、中之口幼稚園については、保育所型認定こども園への移行の準備を進めていることから、再編対象から除く。

第4章 市立幼稚園の再編の方針

1 再編の方針

前章で述べたように、市立幼稚園は他の幼児教育施設のモデルとなるような先進的な実践をするなど、幼児教育のセンター的役割等を担う必要がある。

しかし、少子化傾向や保育需要の増加により、市立幼稚園の定員に対する充足率が低くなる園もある中、市立幼稚園の研究効果をより高め、幼児教育の水準の向上を図るとともに、将来に向けた持続可能な市の財政運営も考慮する必要がある。このことから市立幼稚園の取り組むべき教育内容の重点的な「選択」と現在の施設や人材等の教育環境の効果的な「集中」を図り、今後、市立幼稚園の園数を半数程度削減することを念頭に再編に取り組むこととする。

2 再編の観点

前述の「選択」と「集中」を図るため、中之口幼稚園を除く市立幼稚園10園の再編を検討する必要がある。ただし、各園の状況が様々であることから、一律ではなく個別に検討を進めることが適切と考える。そのため、これまで述べてきた市立幼稚園の役割に次のような観点を加え、比較検討するものとする。

(1) 研究を推進するための適正規模

教育・研究実践に取り組むためには、一定数以上の園児数が必要であるため、園児数や定員充足率を検討の観点とし、教育効果が高まる適正な規模について次の点から考える。

- ・ 文部科学省による幼稚園設置基準である1学級35人以下であること。
- ・ 公益社団法人 全国幼児教育研究協会の研究から、「個に応じた援助」「協同性をはぐくむ援助」の両面から1学級の望ましい規模を、4・5歳児20人～30人、3歳児20人以下とする。
- ・ 現在、本市では、1学級の募集定員を原則、4・5歳児は1学級30人、3歳児は1学級15人として

いる。

- ・ 個の成長や子ども同士の育ち合いという視点を含む良好な教育環境の保障のためには、4・5歳児1学級20人、3歳児1学級10人を下回らないことが好ましいと考える。

以上のことから、本市が考える適正な学級規模を、4・5歳児は1学級20人～30人、3歳児は1学級10人～15人とする。また、園の標準的な規模を、4・5歳児30人定員1学級、3歳児15人定員2学級とし、園児数が合計60人を下回らないことが望ましいと考える。

ただし、特別な配慮を要する幼児の人数等についても十分に考慮する必要がある。

(2) 施設の状況

市立幼稚園再編の検討にあたっては、以下の内容を観点とする。

- ・ 小学校への円滑な接続に関する教育・研究実践に取り組むために、小学校の連携が図りやすい立地条件
- ・ 新潟市財産経営推進計画等による、建築年・避難所の指定の有無・市負担額
- ・ 標準的な規模に対応可能な教室数
- ・ 市立幼稚園の所在地における地域（区）の偏り

(3) 閉園による園児への影響

閉園を検討するにあたっては、園児の受皿となりうる周辺の私立幼稚園や私立認定こども園等の類似施設の受け入れ状況を確認する必要がある。

3 対象施設の状況

園名	各園の状況						施設の状況						閉園による影響 (周辺幼稚園)
	H28園児数・定員等					直近5年平均 園児数 充足率	幼小 連携	建築年	避難所 の指定	市負担額 (人/年)	教室数	区	
	3歳児	4歳児	5歳児	合計	幼稚園数								充足率
沼垂	園児数	25	34	37	96	121	併設	S56 (H27)		54.1万円	8	中央	36園
	定員	45	60	60	165	73.3%							72.7%
牡丹山	園児数	22	23	24	69	78.4	併設	S46		49.4万円	4	東	33園
	定員	30	30	30	90	87.1%							69.2%
西	園児数	19	13	22	54	64.2	近隣	S51		84.1万円	4	西	11園
	定員	30	30	30	90	71.3%							84.8%
新津第一	園児数	13	17	30	60	69.6	併設	S56 (H25)	有	49.9万円	4		8園
	定員	30	30	30	90	77.3%							61.0%
新津第二	園児数	16	16	17	49	41.4	併設	S62	有	73.4万円	4		8園
	定員	15	30	30	75	55.2%							61.2%
新津第三	園児数	27	25	30	82	85.6	併設	S53 (H24)	有	52.1万円	4		10園
	定員	30	30	30	90	95.1%							58.8%
結	園児数	27	45	24	96	116.2	併設	S47・H15	有	33.5万円	7	秋葉	15園
	定員	40	60	60	160	72.6%							71.0%
市之瀬	園児数	17	22	14	53	58.2	遠隔	S33	有	72.2万円	3		28園
	定員	15	30	30	75	77.6%							69.2%
小合東	園児数	9	12	12	33	33.8	近隣	H4	有	86.8万円	3		10園
	定員	15	30	30	75	45.1%							62.1%
小須戸	園児数	15	17	18	50	43	近隣	S47	有	66.4万円	4		8園
	定員	15	30	30	75	57.3%							62.9%

※園児数，定員はH28. 5. 1 現在。

※直近5年平均とは，H24～H28の5年間の平均。

※建築年は最も古い棟の建築年を記載。（ ）書きは大規模改修の実施年を記載。

※市負担額とは，各幼稚園に係る純経費（市の支出計－市の収入計）／園児数。

※閉園による影響は，周辺10キロ以内の幼稚園・認定こども園の園数とその充足率を記載。

（詳細は資料編参照）

4 再編の進め方

今後、適正規模に満たない園児数が複数年続くなど、「3 対象施設の状況」にある項目を参考にして、閉園する園の検討を進めるとともに、次のことに留意しながら、今後、10年間程度をかけた順次進める。

- ・ 地域や在園児の保護者への説明、周辺の受け入れ状況の確認、新入園の取扱いの検討など、ひとつひとつ丁寧に進める。
- ・ 「選択」と「集中」を図るために再編後は園の数は減るが、周辺の類似施設の状況を参考にしながら、現在の市立幼稚園希望者数が入園可能な定員を検討する。
- ・ 教職員の配置については、再編の方針にのっとり、求められる市立幼稚園の役割を十分に果たせる人材の配置を進める。
- ・ 将来的な閉園について周知を行ったうえで、段階的な募集停止をする必要がある。また、子どもの数や国の制度改正等の動向を見据える。

今後、本市の状況を見据えながら再編計画を慎重に進め、また、閉園については地域や保護者へ丁寧に説明をし、理解を得ながら取り組みます。

また、「選択」と「集中」を図りながら、市立幼稚園として求められる役割を十分に果たし、本市幼児教育水準の向上に貢献してまいります。

2月教育委員会定例会資料 正誤表

議案第25号 平成29年2月議会定例会の議案について

(3) 平成29年度新潟市一般会計予算について

該当頁	誤				正																			
付議 8	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="271 405 439 504">課名 (29年度担当課)</th> <th data-bbox="439 405 689 504">事業名</th> <th data-bbox="689 405 835 504">事業費</th> <th data-bbox="835 405 1128 504">事業の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="271 504 439 847">教育総務課</td> <td data-bbox="439 504 689 847">教育ビジョンの適正な推進 教育ビジョン 基本施策13-(5)</td> <td data-bbox="689 504 835 847">871 (一般) 871</td> <td data-bbox="835 504 1128 847">教育ビジョン第3期実施計画に盛り込まれた施策の着実な実行を図るため、適切な施策評価を実施して、教育ビジョンの進行管理を行う。 ⋮</td> </tr> </tbody> </table>				課名 (29年度担当課)	事業名	事業費	事業の概要	教育総務課	教育ビジョンの適正な推進 教育ビジョン 基本施策13-(5)	871 (一般) 871	教育ビジョン第3期実施計画に盛り込まれた施策の着実な実行を図るため、適切な施策評価を実施して、教育ビジョンの進行管理を行う。 ⋮	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1211 405 1379 504">課名 (29年度担当課)</th> <th data-bbox="1379 405 1630 504">事業名</th> <th data-bbox="1630 405 1776 504">事業費</th> <th data-bbox="1776 405 2069 504">事業の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1211 504 1379 847">教育総務課</td> <td data-bbox="1379 504 1630 847">教育ビジョンの適正な推進 教育ビジョン 基本施策13-(5)</td> <td data-bbox="1630 504 1776 847">811 (一般) 811</td> <td data-bbox="1776 504 2069 847">教育ビジョン第3期実施計画に盛り込まれた施策の着実な実行を図るため、適切な施策評価を実施して、教育ビジョンの進行管理を行う。 ⋮</td> </tr> </tbody> </table>				課名 (29年度担当課)	事業名	事業費	事業の概要	教育総務課	教育ビジョンの適正な推進 教育ビジョン 基本施策13-(5)	811 (一般) 811	教育ビジョン第3期実施計画に盛り込まれた施策の着実な実行を図るため、適切な施策評価を実施して、教育ビジョンの進行管理を行う。 ⋮
課名 (29年度担当課)	事業名	事業費	事業の概要																					
教育総務課	教育ビジョンの適正な推進 教育ビジョン 基本施策13-(5)	871 (一般) 871	教育ビジョン第3期実施計画に盛り込まれた施策の着実な実行を図るため、適切な施策評価を実施して、教育ビジョンの進行管理を行う。 ⋮																					
課名 (29年度担当課)	事業名	事業費	事業の概要																					
教育総務課	教育ビジョンの適正な推進 教育ビジョン 基本施策13-(5)	811 (一般) 811	教育ビジョン第3期実施計画に盛り込まれた施策の着実な実行を図るため、適切な施策評価を実施して、教育ビジョンの進行管理を行う。 ⋮																					
付議 13	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="271 922 439 1021">課名 (29年度担当課)</th> <th data-bbox="439 922 689 1021">事業名</th> <th data-bbox="689 922 835 1021">事業費</th> <th data-bbox="835 922 1128 1021">事業の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="271 1021 439 1410">保健給食課</td> <td data-bbox="439 1021 689 1410">学校医の配置・各種健康診断事業 教育ビジョン 基本施策 2-(6)</td> <td data-bbox="689 1021 835 1410">177,906 (一般) 177,906</td> <td data-bbox="835 1021 1128 1410">市立学校・幼稚園の児童生徒・園児の健康を保持するため、学校医を配置し各種健康診断を行う。 ○学校医の配置 ⋮</td> </tr> </tbody> </table>				課名 (29年度担当課)	事業名	事業費	事業の概要	保健給食課	学校医の配置・各種健康診断事業 教育ビジョン 基本施策 2-(6)	177,906 (一般) 177,906	市立学校・幼稚園の児童生徒・園児の健康を保持するため、学校医を配置し各種健康診断を行う。 ○学校医の配置 ⋮	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1211 922 1379 1021">課名 (29年度担当課)</th> <th data-bbox="1379 922 1630 1021">事業名</th> <th data-bbox="1630 922 1776 1021">事業費</th> <th data-bbox="1776 922 2069 1021">事業の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1211 1021 1379 1410">保健給食課</td> <td data-bbox="1379 1021 1630 1410">学校医の配置・各種健康診断事業 教育ビジョン 基本施策 2-(6)</td> <td data-bbox="1630 1021 1776 1410">179,906 (一般) 179,906</td> <td data-bbox="1776 1021 2069 1410">市立学校・幼稚園の児童生徒・園児の健康を保持するため、学校医を配置し各種健康診断を行う。 ○学校医の配置 ⋮</td> </tr> </tbody> </table>				課名 (29年度担当課)	事業名	事業費	事業の概要	保健給食課	学校医の配置・各種健康診断事業 教育ビジョン 基本施策 2-(6)	179,906 (一般) 179,906	市立学校・幼稚園の児童生徒・園児の健康を保持するため、学校医を配置し各種健康診断を行う。 ○学校医の配置 ⋮
課名 (29年度担当課)	事業名	事業費	事業の概要																					
保健給食課	学校医の配置・各種健康診断事業 教育ビジョン 基本施策 2-(6)	177,906 (一般) 177,906	市立学校・幼稚園の児童生徒・園児の健康を保持するため、学校医を配置し各種健康診断を行う。 ○学校医の配置 ⋮																					
課名 (29年度担当課)	事業名	事業費	事業の概要																					
保健給食課	学校医の配置・各種健康診断事業 教育ビジョン 基本施策 2-(6)	179,906 (一般) 179,906	市立学校・幼稚園の児童生徒・園児の健康を保持するため、学校医を配置し各種健康診断を行う。 ○学校医の配置 ⋮																					